

令和5年度 第5回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和6年2月26日（月）16時00分～

会 場：エルガーラホール 7階 多目的ホール1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会の設置等について
- 2) 西鉄バス竹下線（46番系統）の一部区間廃止について
- 3) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
- 4) 壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について
- 5) オンデマンド交通社会実験（エリア①）の試験運行について
- 6) オンデマンド交通社会実験（エリア②③）の取組状況について
- 7) 【協議運賃幹事会】賀茂藤崎線の割引等について

3 閉 会

令和5年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしぼし ゆういち 石橋 雄一	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たなまち りつこ 棚町 立子	
九州運輸局 福岡運輸支局長	つたえ かつひろ 傳 勝博	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみほら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

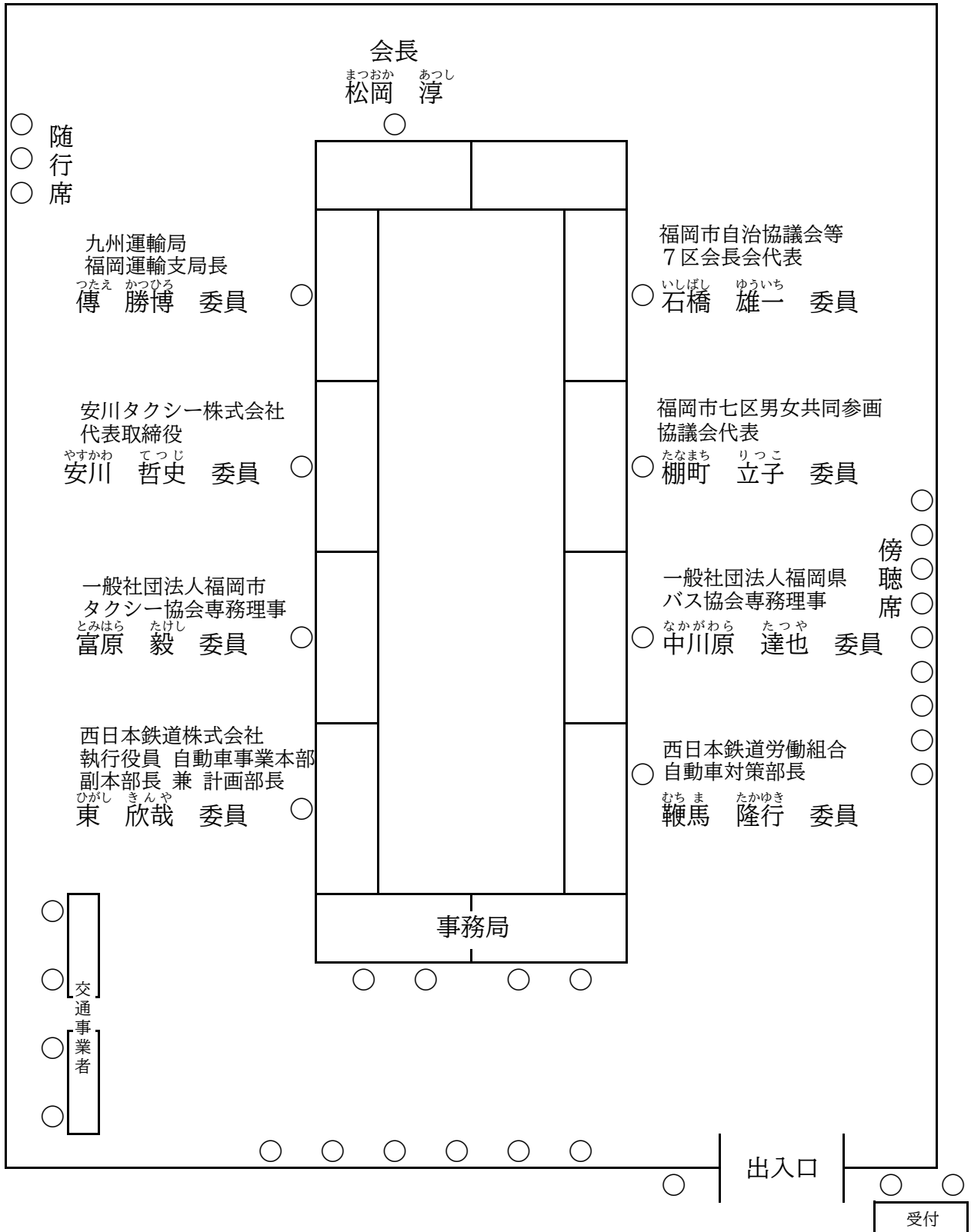
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	ささきき りゅうじ 佐々木 竜次	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和5年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和6年2月26日（月）16時00分から

会場：エルガーラホール 7階 多目的ホール1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

- (1) 生活交通の在り方に関する事項
- (2) 特別対策区域に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題 2・7

議題 4・5・6

議題 3

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

議題 1

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

福岡市地域公共交通会議
協議運賃幹事会の設置等について

福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会の設置等について

■福岡市地域公共交通会議運営要綱の改正について

1. 趣旨

福岡市地域公共交通会議については、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う組織として、平成19年8月に設置されて以降、福岡市の公共交通について様々な議論が行われてきた。

令和5年10月の道路運送法の改正に伴い、道路運送法施行規則も改正となったことから、運営要綱を改正するもの。

2. 要綱改正（案）

現 行	改 定
（趣旨）～（会議の開催手続） 第1条～第2条 [略]	（趣旨）～（会議の開催手続） 第1条～第2条 [略]
（委員の代理） 第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。	（委員の代理） 第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。
（会議の議事進行）～（書面開催） 第4条～第7条 [略]	（会議の議事進行）～（書面開催） 第4条～第7条 [略]
附則 この要綱は、平成23年3月22日から施行する。 この要綱は、平成25年7月4日から施行する。 この要綱は、令和4年9月20日から施行する。	附則 この要綱は、平成23年3月22日から施行する。 この要綱は、平成25年7月4日から施行する。 この要綱は、令和4年9月20日から施行する。 この要綱は、令和6年月日から施行する。

3. 適用時期（案）

今回会議の議決後、すみやかに適用するもの。

【参考】法令

道路運送法施行規則（抄）

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会の設置等について

■福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会の設置について

1. 趣旨

令和5年10月1日の道路運送法改正に伴い、従来は地域公共交通会議にて行っていた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃^(※1)の協議について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義^(※2)が生じないように、新たに同法第9条第4項に定める「協議会」において協議を行うこととなった。

ついては、福岡市地域公共交通会議規則第7条に基づき、協議運賃に関する協議を行う協議会として、新たに「協議運賃幹事会」を設置するもの。

(※1) 運送法第9条第4項に規定する協議会において協議が調った運賃のこと。一般乗合旅客自動車運送事業は、原則、運賃等の上限を定め、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないとして、国土交通大臣の認可を受け、その範囲内で運賃等を設定する必要があるが、協議を調えることにより協議運賃での運行が可能となる。(市内の事例：賀茂藤崎線、今宿姪浜線、曲淵線乗合タクシー)

(※2) 従来の地域公共交通会議は複数の関係者や関係団体が含まれるため、当該会議での運賃協議は独占禁止法に抵触する恐れが生じるとして、別の協議会により構成員を限定して協議するものとされた。

道路運送法（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6・7 略

福岡市地域公共交通会議規則（抄）

（幹事会）

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

(1)本市の住民

(2)関係事業者の職員

(3)本市の職員

(4)その他幹事会の運営上必要と認められる者

2. 設置要綱（案） 別紙のとおり

3. 設置時期

会議の議決後、すみやかに設置する。なお、協議運賃幹事会は、協議すべき事案が生じた際に、会長が招集する。（関係する交通事業者が複数の場合は、幹事会も複数回開催する必要がある。）

4. 協議運賃幹事会の構成

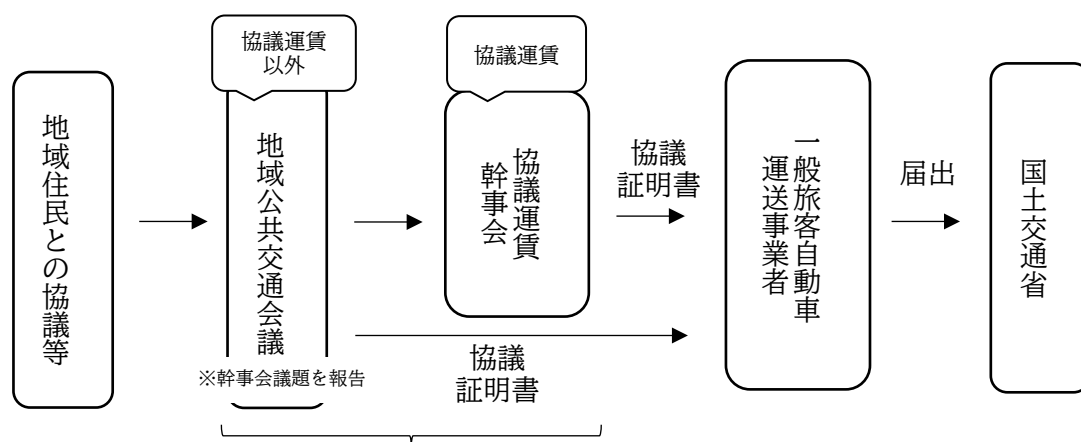
下記の①～④の者で構成し、当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者及び地域公共交通会議委員から、会長が選任する。

- ①市町村…福岡市（会長：都市計画部長）
- ②当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者
- ③地方運輸局長…福岡運輸支局長
- ④関係住民の意見を代表する者…福岡市自治協議会等7区会長会、福岡市七区男女共同参画協議会

【参考】現在想定される構成員

所属	氏名
①福岡市 住宅都市局 都市計画部長	松岡 淳【会長】
②当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者	
③九州運輸局 福岡運輸支局長	傳 勝博
④福岡市自治協議会等7区会長会 代表	石橋 雄一
④福岡市七区男女共同参画協議会 代表	棚町 立子

【参考】協議の流れ（イメージ）



[同日・同会場で連続して開催を想定]

別紙 設置要綱（案）

福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号）第7条第1項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議の幹事会として設置する組織、運営その他必要な事項に関し定めるものである。

（設置及び事業）

第2条 福岡市地域公共交通会議に、同法第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、協議運賃幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（協議事項）

第3条 幹事会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）同法第9条第4項に定める事項
- （2）その他幹事会が必要と認める事項

（組織）

第4条 幹事会は幹事会会長（以下「会長」という。）及び委員をもって組織する。

（会長）

第5条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ氏名する委員が、その職務を代理する。

（幹事会の委員）

第6条 幹事会の委員は、次に掲げる者により構成し、会長が選任する。

- （1）当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者
- （2）福岡運輸支局長
- （3）関係住民の意見を代表する者

（委員の代理）

第7条 委員の代理は、これを認めない。ただし、前条（2）に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議）

第8条 幹事会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を主宰し、議事を進行する。
- 3 幹事会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 幹事会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 6 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示をすることができる。

(傍聴の取扱)

- 第9条 幹事会は原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。
- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
 - 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

- 第10条 会長は、幹事会の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。
- 2 会議録は、幹事会における議事の内容を文書により記録する。
 - 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

- 第11条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。

(報告)

- 第12条 幹事会は、協議事項について、必要に応じて地域公共交通会議に報告する。

(庶務)

- 第13条 幹事会の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

【参考】法改正の概要

今後の協議運賃の取扱いについて

<改正概要>

今般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設されました。また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、**協議方法等の取扱いが変更**となりました。

改正前
地域公共交通会議等にて協議

構成員<運送法施行規則第9条の3>

- ①市町村長又は都道府県知事
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③バス協会、タクシー協会等
- ④住民又は旅客
- ⑤地方運輸局長
- ⑥労働組合
- ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

※運賃以外の項目は、引き続き地域公共交通会議等で協議



改正後
公聴会等の開催(第9条第5項※1)
+新協議会(以下、運賃協議会※2)にて協議(第9条第4項)

構成員<運送法第9条第4項>

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用)
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※1 運送法第9条第5項に定める措置
→市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
□実施方法(一例)
・公聴会の開催 ・パブリックコメントの募集 ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

※2 運送法第9条第4項に規定する協議会について、本資料においては、便宜上「運賃協議会」といいます。

【「運賃協議会」の概要】

■協議事項

・地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る**運賃**等について協議

■構成員

- ①市町村又は都道府県 ②一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用) ③地方運輸局長
④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

協議を行う構成員は①～④に**限定**

■留意事項

・構成員を限定する観点から、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合においては、上記①～④以外の構成員を退室させる又は別室で行う等、十分注意が必要

今後の協議運賃の取扱いについて

<フロー>

01. 公聴会等の実施

<運送法第9条第5項>

【すべきこと】

新

●利用者・利害関係者の意見等を集約
(ex.) 公聴会の実施、アンケート調査の実施、地域住民の意見交換・・・等

《補足》

・本措置の趣旨は、運賃協議会を開催する前に利用者等の意見を反映させるための措置を義務づけたもの。

・これまで、地域説明会等を実施している自治体は当該説明会を本措置として位置づけることも可能。



02. 運賃協議会の開催

<運送法第9条第4項>

【すべきこと】

新

①運賃協議会の設置及び設置要綱等の作成

《補足》

設置方法についての参考例(2つ)

- ・運賃協議会の設置要綱(別添参考様式①)を作成し、新たな会議体を設置(この場合、従来の地域公共交通会議の設置要綱から「運賃・料金を協議する」旨の文言を削除)
- ・これまでの地域公共交通会議の要綱に「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員で協議を行う」旨を追加

②(運賃)協議会の開催

《補足》

- ・運賃協議会の開催方法はこれまでの地域公共交通会議等と同様
- ・構成員等は前ページを参照

③協議証明書(別添参考様式②)の発行

- ・運賃の協議証明書は、運賃協議会での発行となるため、根拠条文は注意が必要



03. 地域公共交通会議の開催

<運送法施行規則第9条の3>

【すべきこと】

①地域公共交通会議の開催《運賃以外》

(ex.) 態様の変更(路線>区域)

《補足》

・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については、地域公共交通会議の協議事項とすることは不可

・路線延長や運行系統の変更において、運賃の変更がない場合でも、協議運賃届出(運賃協議会)が必要となる場合があります

・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通会議に報告することは可能

②運賃以外の協議証明書(別添参考様式③)の発行



▶ 上記01～03を踏まえ、協議運賃(運送法第9条第4項)として運輸局長あて届出

【参考】法令

道路運送法（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

- 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
 - 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

道路運送法施行規則（抄）

（事業計画）

第四条

- 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

西鉄バス竹下線（46番系統）の 一部区間廃止について

西鉄バス竹下線（46番系統）の一部区間廃止について

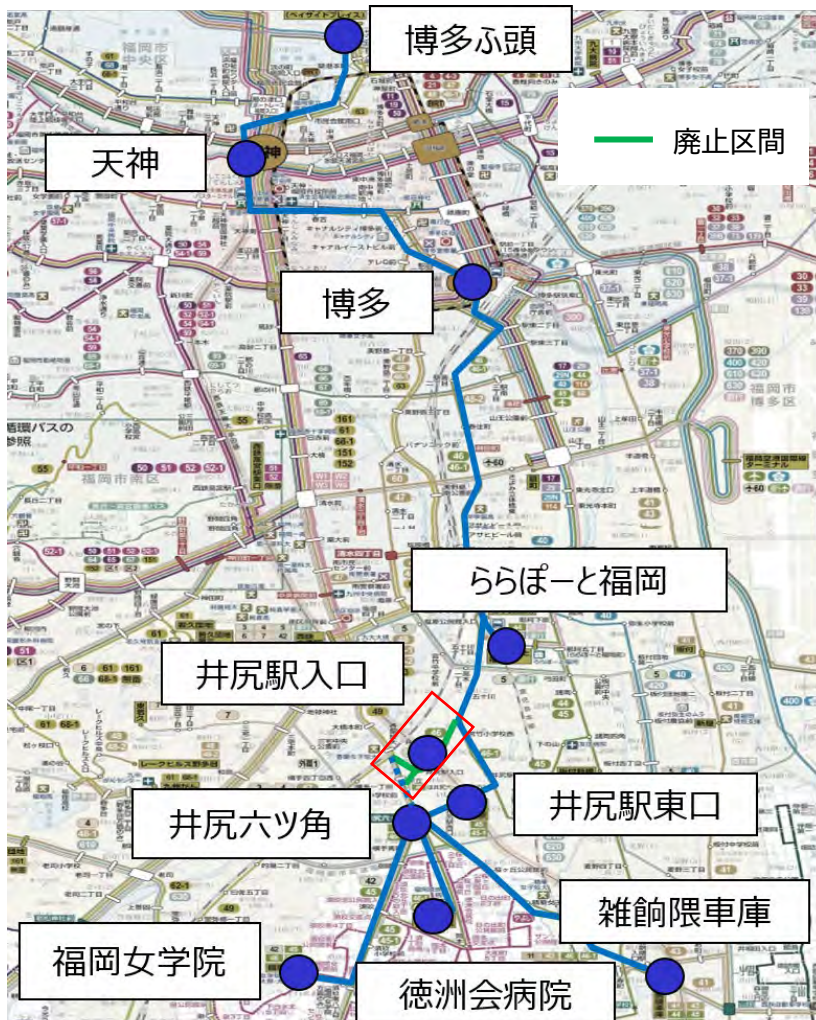
1. 趣旨

交通手段の多様化や少子化の影響に加え、慢性的な乗務員不足等を背景に、利用実態や収支状況等を踏まえ、令和5年9月に、乗合バス路線の休廃止への対応を検討するために組織される福岡県バス対策協議会（地方運輸局、自治体、交通事業者で構成）に対し、交通事業者より竹下線（46番系統）乗合バス路線の一部区間の廃止申し出がなされた。

廃止申し出への対応について検討し、福岡県バス対策協議会に報告する必要があることから、地域協議の状況等を踏まえ、その対応を協議するもの。

2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 路線名 竹下線（46番系統）



- (3) 廃止区間 井尻一丁目～折立間 1.08km
- (4) 廃止バス停 「井尻一丁目」・「井尻駅入口」
 ※「折立」バス停は他系統の運行あり

- (5) 廃止便数 平日10便 土日祝 5便
(46-1番系統へ振替)
- (6) 廃止バス停利用者数 約36名/日(令和5年10月1日~31日の平均)
- (7) 廃止予定日 令和6年3月16日
- (8) 廃止理由 利用実態等によるもの
- (9) 近接バス停 廃止バス停から以下のとおり近接バス停(46-1番系統)あり



- ①井尻一丁目→宮竹小学校
210m(徒歩3分)
- ②井尻駅入口→井尻駅北
450m(徒歩6分)
- ③井尻駅入口→井尻駅東口
500m(徒歩7分)
- ④井尻駅入口→井尻駅西口
450m(徒歩6分)

- (10) 対応の経緯
- ・令和5年9月15日 廃止申し出(西鉄→福岡県バス対策協議会)
 - ・令和5年10月18日 福岡県バス対策協議会開催(県、運輸支局、市、西鉄)
→今後、地域説明及び地域公共交通会議での協議を経て、協議会へ報告することとした
 - ・令和6年1月13日 西鉄、市、地域の三者で協議

(11) 地域協議の状況

- ・廃止バス停が位置する宮竹校区、高木校区自治協議会へ説明し、廃止はやむを得ないとの意見があった。
- ・その後、宮竹校区、高木校区の地域住民へ周知を行った。

3. 今後の対応(案)

- ・本路線については、近接してバス停(46-1番系統)があり、バス便数の振替が行われることから「廃止しても影響が少ないこと」、「廃止はやむを得ないとの地域意見」を鑑みると、一部区間廃止はやむを得ない。
- ・本会議での協議を経て、竹下線(46番系統)の一部区間廃止について、福岡県バス対策協議会へ協議結果を報告。
- ・令和6年3月16日に系統廃止。

アイランドシティにおける オンデマンドバスの実証運行について

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日より運行開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証実験期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域
アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）
- (4) 運行の区域
アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～御幸町バス停付近（千早6丁目）、
千早駅（千早4丁目）
- (5) 利用種別
営業の区域内 ⇔ 営業の区域内：利用可（○）
営業の区域内 ⇔ 営業の区域外：利用可（○）
営業の区域外 ⇔ 営業の区域外：利用不可（×）



(6) 運行形態

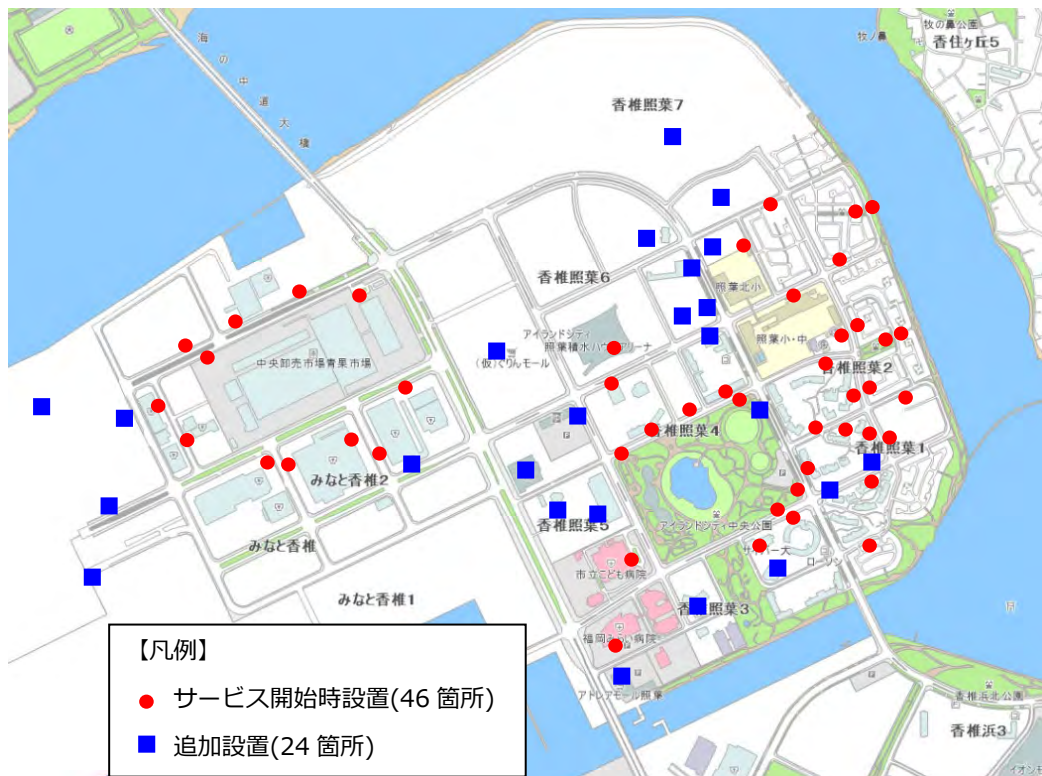
予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内（ミーティングポイント） <R6.2.26現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、ミーティングポイント設置状況を6ページ【参考①】に記す。

○アイランドシティ地区外（乗降場所）

<R6.2.26現在>



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員(運転手除く) 9名) 2台

ワンボックス車両(乗車定員(運転手除く) 13名) 3台

※2/26 現在乗車定員 13 名 2 台改造完了、もう 1 台は今後改造予定。

※乗車定員 8 名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数を変動予定



(10) 運行時間

運行時間帯 : 平日・土曜日 6:00~22:00 頃

日祝日 7:30~21:00 頃

※いずれも予約時間内に受け付けた運送の完了まで

運行間隔 : 「アイランドシティ地区⇒地区外⇒地区内」を 1 便と仮定し、
1 時間当たり 2 便~10 便 (1 台あたり 2 便/時間)

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことも

出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、予約方法を 8 ページ【参考②】に記す。

(11) 運賃・割引等

【運賃】

種類		額および適用方法					
		アイランドシティ 地区内 (事業・居住)	アイランドシティ (事業) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (居住) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (事業) ～ 千早駅 (御幸町)	アイランドシティ (居住) ～ 千早駅 (御幸町)	イオンモール香椎浜 ～ 千早駅 (御幸町)
運賃	大人 12歳以上(中学生以上)	250円	350円	300円	500円	450円	350円
	小児 6歳以上12歳未満(小学生)	100円	150円	150円	200円	200円	150円
	幼児 1歳以上6歳未満(未就学児)	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車100円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車150円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車150円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車200円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車200円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車150円
	障がい者・介護者	100円	150円	150円	200円	200円	150円
決済手段	現金	乗車時					
	交通系ICカード (nimoca・福岡市交通用福祉 ICカード等)	乗車時					
	クレジットカード	スマホアプリ上					

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

※参考として、アイランドシティエリアのエリア分けを6ページ【参考①】に記す。

【割引等】

割引の種類	概要	クーポン額& 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	500円分	サービス開始時 (平成31年4月25日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、 クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で事前にアプリ内にて登録したnimocaカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る ※60分以内に乗り継いだ場合に限る	90ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は40ポイント	
e定期	アプリ上で使える電子定期券(1か月)をアプリ上で発行(本人限り有効) ・大人1ヶ月16,200円(税込) ・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込) ※アイランドエリア限定で発売 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し		令和元年11月1日より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	令和元年11月1日より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	令和3年7月5日より販売・運用開始
1乗車100円	イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)	—	令和4年11月12日 ※毎年度2回程度予定

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(12) 運行期間 ※今回変更箇所

旧（現行）	平成31年4月25日から令和6年3月31日まで
新（変更）	平成31年4月25日から <u>令和7年3月31日</u> まで

3. 議決事項

実証運行期間の延長 第6期：令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

第5期：令和5年4月25日～令和6年3月31日（約1年間）
（令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第4期：令和4年4月25日～令和5年4月24日（1年間）
（令和3年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第3期：令和3年4月25日～令和4年4月24日（1年間）
（令和2年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第2期：令和2年4月25日～令和3年4月24日（1年間）
（令和元年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第1期：平成31年4月25日～令和2年4月24日（1年間）
（平成30年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

【参考①】 アイランドシティエリアのエリア分け及び設置状況

<アイランドシティエリアのエリア分け>



<ミーティングポイント設置状況>

①公道上貼り付け型



②私有地内置き型



③公道上標柱型



(参考) エリア対象MP一覧

対象エリア	番号	名称
香椎照葉エリア	1-①	アクアコート I 区 1 番館前
	1-②	アクアコート I 区 6 番館前
	1-③	プライムメゾン照葉東側
	1-④	香椎照葉 1 丁目駐車場西側
	1-⑤	香椎照葉 1 丁目駐車場北側
	1-⑥	プライムメゾン照葉北側
	1-⑦	ヴェルデコート I 区 5 番館前
	1-⑧	照葉パビリオン
	1-⑨	アクアコート I 区 6 番館前B
	2-①	香椎照葉中公園前
	2-②	照葉テラスマリナコート東側A
	2-③	照葉テラスマリナコート東側B
	2-④	照葉テラスマリナコート北側
	2-⑤	浅部クリニック前A
	2-⑥	浅部クリニック前B
	2-⑦	香椎照葉東公園前A
	2-⑧	香椎照葉東公園前B
	2-⑨	照葉小中学校前
	3-①	インフィニガーデン前
	3-②	シーマークビル
	3-③	福岡みらい病院
	3-④	アトリアモール照葉
	3-⑤	アイランドタワースカイクラブ
	3-⑥	アイタワー
	4-①	アイランドシティ中央公園南側
	4-②	アイランドシティ中央公園東側
	4-③	セントラルパーク香椎照葉前A
	4-④	セントラルパーク香椎照葉前B
	4-⑤	アイランドシティ中央公園北側B
	4-⑥	パークフロント香椎照葉前
	4-⑦	アイランドシティ中央公園北側A
	4-⑧	プライムメゾン照葉前
	4-⑨	プライムメゾンセントラルパーク北側
	4-⑩	照葉テラスパーカーサ03B
	5-①	こども病院
	5-②	センターマークスタワー
	5-③	トライアル
	5-④	照葉スパリゾート前
	5-⑤	センターマークスゲート
	6-①	福岡市総合体育館
	6-②	プライムメゾン照葉 クロススタイル東
	6-③	フォレストプレイス香椎照葉ザ・テラス前
	6-④	アイランドアイ中央広場
	6-⑤	(WEST) O&F タワーレジデンス
	6-⑥	(EAST) O&F タワーレジデンス
	7-①	香椎照葉 7 丁目南側
	7-②	香椎照葉 3 号緑道A
	7-③	香椎照葉 3 号緑道B
	7-④	香椎照葉北公園
	7-⑤	照葉北小学校東側
	7-⑥	照葉オーシャンプレイス II 街区
	7-⑦	照葉オーシャンプレイス III 街区
	7-⑧	照葉ザ・タワー

対象エリア	番号	名称
みなと香椎エリア	M-①	みなと香椎① (鈴与前)
	M-②	みなと香椎② (越智産業前)
	M-③	みなと香椎③ (松岡前)
	M-④	みなと香椎④ (ベジフルロジセンター前)
	M-⑤	みなと香椎⑤ (南九前)
	M-⑥	みなと香椎⑥ (マルゴ前)
	M-⑦	みなと香椎⑦ (ヤマエ久野前)
	M-⑧	みなと香椎⑧ (ロジシティみなと香椎西側)
	M-⑨	みなと香椎⑨ (ロジシティみなと香椎東側)
	M-⑩	みなと香椎⑩ (アスクル北側)
	M-⑪	みなと香椎⑪ (アスクル西側)
	M-⑫	ベジフルスタジアム
	M-⑬	みなと香椎⑬ (アスクル南側)
	M-⑭	みなと香椎⑭ (九州日新前)
	M-⑮	アイランドシティコンテナターミナル
	M-⑯	みなと香椎⑯ (横浜冷凍前)
	M-⑰	みなと香椎⑰ (九州日野自動車前)

【参考②】 予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。
 予約・取消受付 : アプリ予約・電話予約（自動音声対応）は 24 時間、
 いずれも 2 日前から受付。



【参考③】 1日あたりの曜日別利用者数推移（令和元年4月～令和6年1月）



【参考④】 周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和5年4月1日現在）



壱岐南地区における オンデマンドバスの実証運行について

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行については、令和元年度第4回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、令和2年6月1日より運行開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

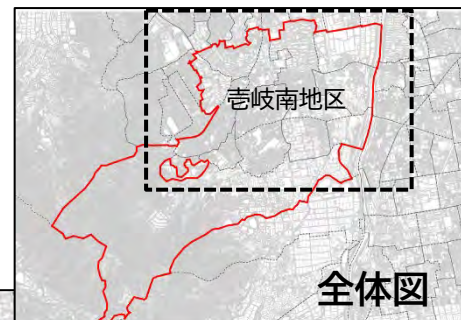
2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域
壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1～2丁目、大字羽根戸）

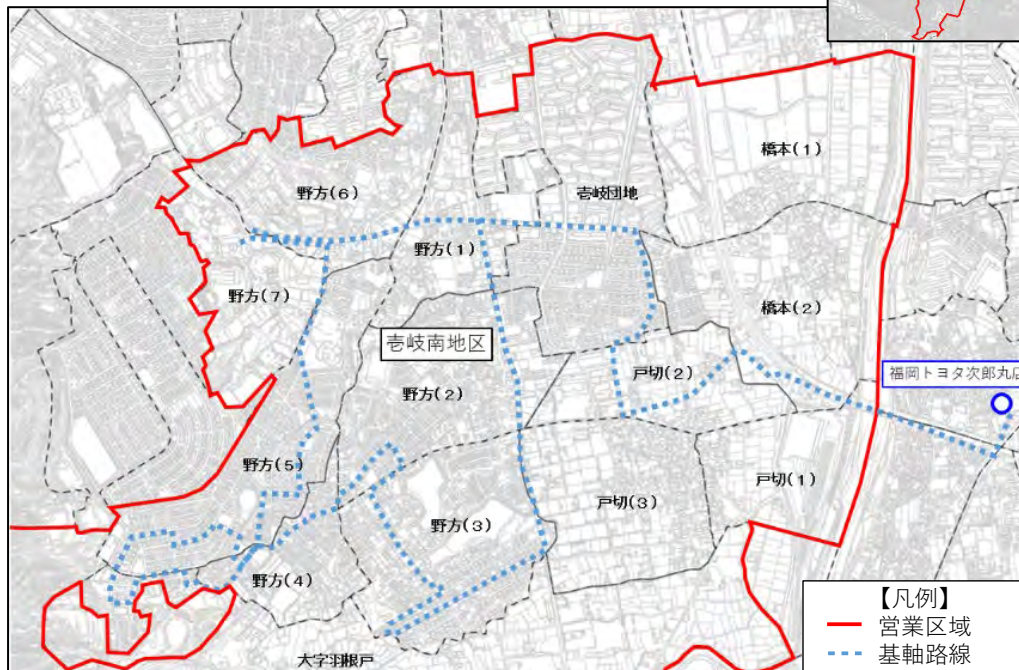
- (4) 運行の区域
壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1・2丁目、大字羽根戸）～福岡トヨタ次郎丸店（早良区次郎丸2丁目）

- (5) 利用種別

壱岐南地区内	⇔	壱岐南地区内：利用可	(○)
壱岐南地区内	⇔	壱岐南地区外：利用可	(○)
壱岐南地区外	⇔	壱岐南地区外：利用不可	(×)



全体図

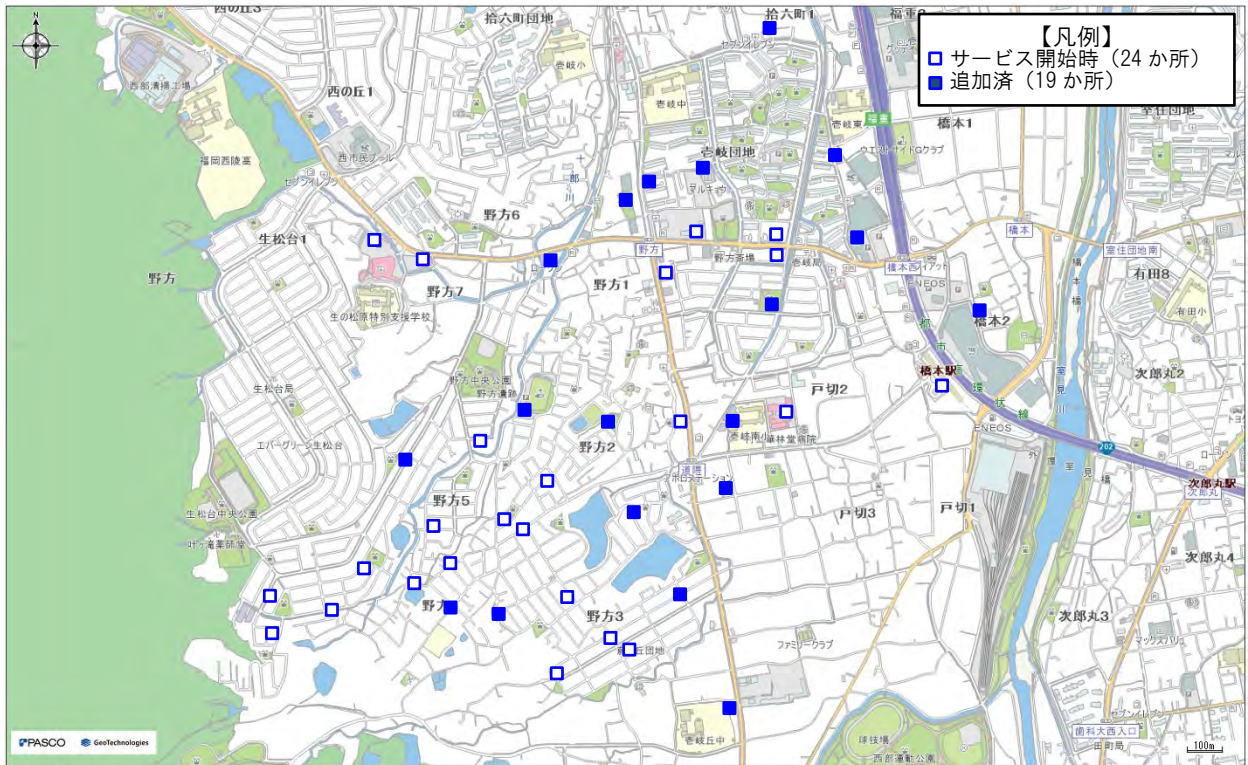


- (6) 運行形態
予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行
- (7) 運行経路
予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○吉岐南地区内（ミーティングポイント：43 か所）

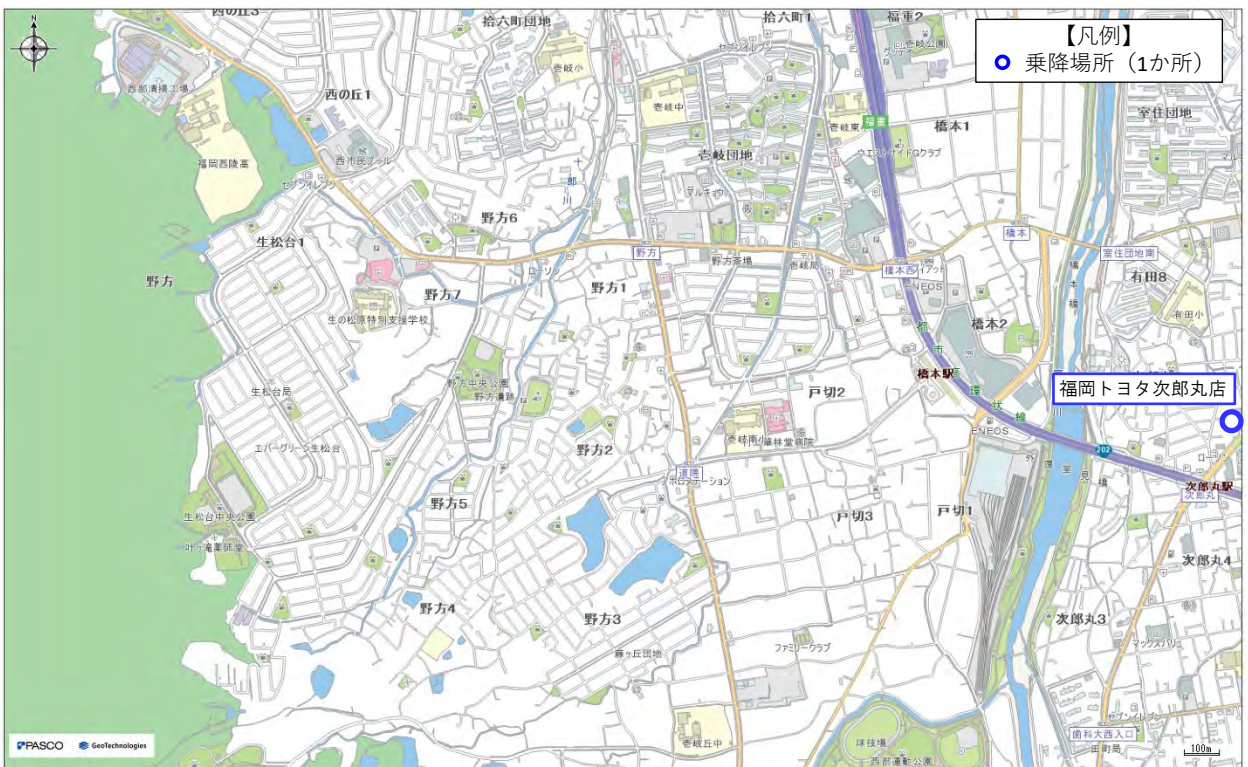
<令和6年2月26日現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○吉岐南地区外（乗降場所：1 か所）

<令和6年2月26日現在>



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車（運転手除く）9名）1台（予備車両1台）

※乗車定員8名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※予約が多い場合等、状況に応じて予備車両を活用



(10) 運行時間

運行時間帯：8:30～18:30 頃（以下予約時間内に受け付けた運送の完了まで）

（乗務員休憩時間：土日祝のみ 10:50～11:20、13:40～14:25、16:45～17:15）

運行間隔：「ミーティングポイント（乗降場所）⇒ミーティングポイント（乗降場所）」を1便と仮定し、1時間当たり1便～6便

※参考として、予約方法を5ページ【参考①】に記す。

(11) 運賃・割引等

【運賃】

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	350円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	180円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は180円
	障がい者・介護者	180円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード (nimoca・福岡市交通用福祉ICカード等)	乗車時
	クレジットカード	スマホアプリ上

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

【割引等】

割引の種類	概要	【変更後】 クーポン額& 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	500円分	サービス開始時 (令和2年6月1日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で事前にアプリ内にて登録したnimocaカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る ※60分以内に乗り継いだ場合に限る	90ポイント ※小児・幼児・障がい者割引 運賃適用者は40ポイント	
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	令和3年7月5日より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(12) 運行期間 ※今回変更箇所

旧（現行）	令和2年6月1日から令和6年5月31日まで
新（変更）	令和2年6月1日から 令和7年3月31日 まで

3. 地域との調整状況

今回の付議事項について、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「壱岐南のーと運行連絡会議」（令和5年12月21日開催）にて合意。

4. 議決事項

実証運行期間の延長 第5期：令和6年6月1日～令和7年3月31日（約1年間）

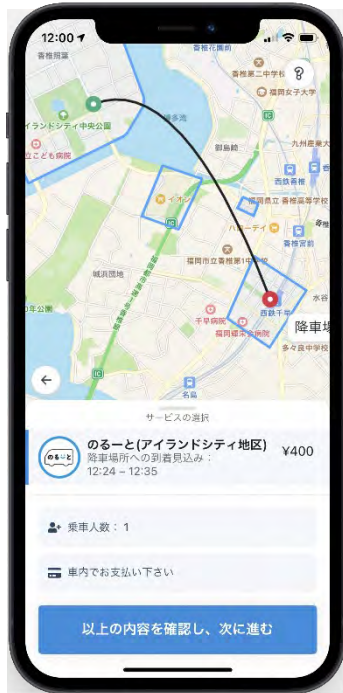
第4期：令和5年6月1日～令和6年5月31日（1年間）
（令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第3期：令和4年6月1日～令和5年5月31日（1年間）
（令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第2期：令和3年6月1日～令和4年5月31日（1年間）
（令和2年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決）
第1期：令和2年6月1日～令和3年5月31日（1年間）
（平成元年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

【参考①】 予約方法

予約方法：事前に会員登録の上、専用アプリ、LINE または電話で予約する。

予約・取消受付：専用アプリ予約及びLINE 予約は24時間、
電話予約は平土日祝 8:30~18:00
いずれも3日前から受付。

○ 専用アプリでの予約



スマホアプリ上で、
簡単に出発地/目的地を設定

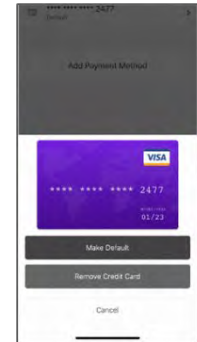
予約確定



直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、
車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前
登録によりワンクリックで行き先指定可能



クレジットカードまたはnimocaによる
キャッシュレス決済

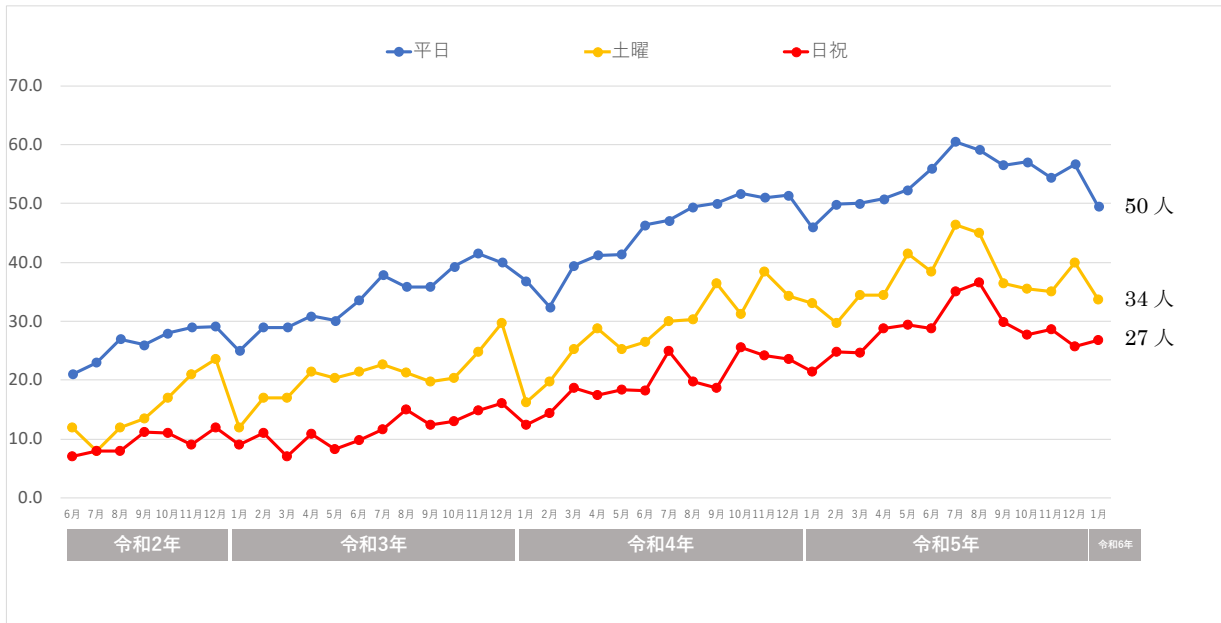
注) 表示はアイランドシティ

○ LINE での予約



※2023年7月1日よりサービス開始

【参考②】 1日あたりの曜日別利用者数推移（令和2年6月～令和6年1月）



【参考③】 周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和5年4月1日現在）



（西鉄 HP より）

オンデマンド交通社会実験 (エリア①) の試験運行について

オンデマンド交通社会実験（エリア①）の試験運行について

1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア①・東区については、令和4年度第4回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和4年11月24日より運行を開始しており、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、利用者増が見込まれる令和6年4月にジャンボタクシー車両への変更及び、平日に加え土曜日の運行を行い、利用状況等を確認するため、運行車両の変更及び運行日の追加について会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、(株)第一交通 ※(株)第一交通が運行

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域

東区エリア（三苦校区：三苦1～8丁目、大字三苦

美和台校区：美和台1～7丁目、美和台新町、和白丘1～4丁目

和白東校区：和白東1～5丁目、高美台1～4丁目、大字上和白

和白校区：和白2～6丁目、塩浜1～3、奈多1丁目

新宮町美咲2丁目、新宮町夜白1～6丁目、新宮町原上一部）

(4) 運行の区域

東区エリア（営業の区域と同じ）



(5) 運行形態

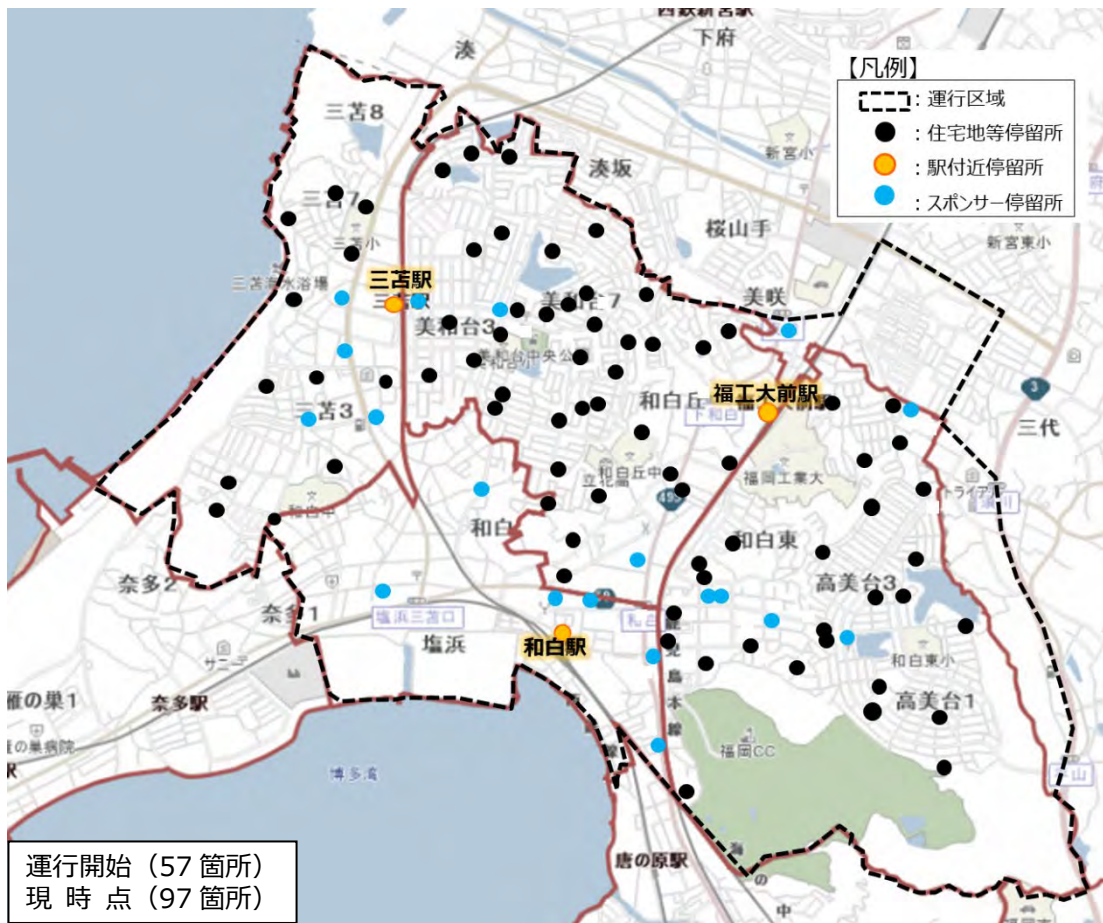
予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) ミーティングポイント（停留所） ※詳細は別紙参照

東区エリア（ミーティングポイント（停留所））：[R6.2.26時点]



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



(8) 運行車両 **※今回変更箇所**

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

小型車両（乗車定員9名 ※運転手除く）1台〈期間:R6.4/1~4/30〉

営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※R6.4月(4/1~4/30)運行が終了次第、小型車両（乗車定員4名）に戻す



現在(ユニバーサルデザインタクシー車両)



4月(ジャンボタクシー車両)

(9) 運行曜日及び運行時間 **※今回変更箇所**

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

月曜日～土曜日（運休：日曜日・祝日）〈期間:R6.4/1~4/30〉

※R6.4月(4/1~4/30)運行が終了次第、月曜日～金曜日に戻す

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話(専用コールセンター)若しくはインターネットで受付。

電話予約受付：8:00～17:30

インターネット予約受付：24時間

予約可能期間:乗車希望日の1週間前～20分前まで

(インターネット予約イメージ)



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下
→希望時間前後の候補が数案提示される

※1 対象エリア「エリア①」を選択すると、対象の停留所が「乗降場所」と「降車場所」に表示される。(エリアを跨いでの移動は不可。)

(11) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	300円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	150円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード・iD	乗車時
	クレジットカード	インターネット予約時

※R5n 高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
初回利用特典	会員登録時に1回、無料乗車券を発行	令和4年12月31日までに会員登録した方	2乗車分 (600円分相当) ※往復利用を想定	サービス開始時から 令和5年3月31日まで ※終了

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で締結する協定書に基づき市が負担する（上限あり）

(14) 運行期間

令和4年11月24日から令和6年11月23日まで

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア①(美和台・和白東・三苦校区)におけるオンデマンド交通社会実験 運行協議会」にて、運行計画案について、合意が図られている。

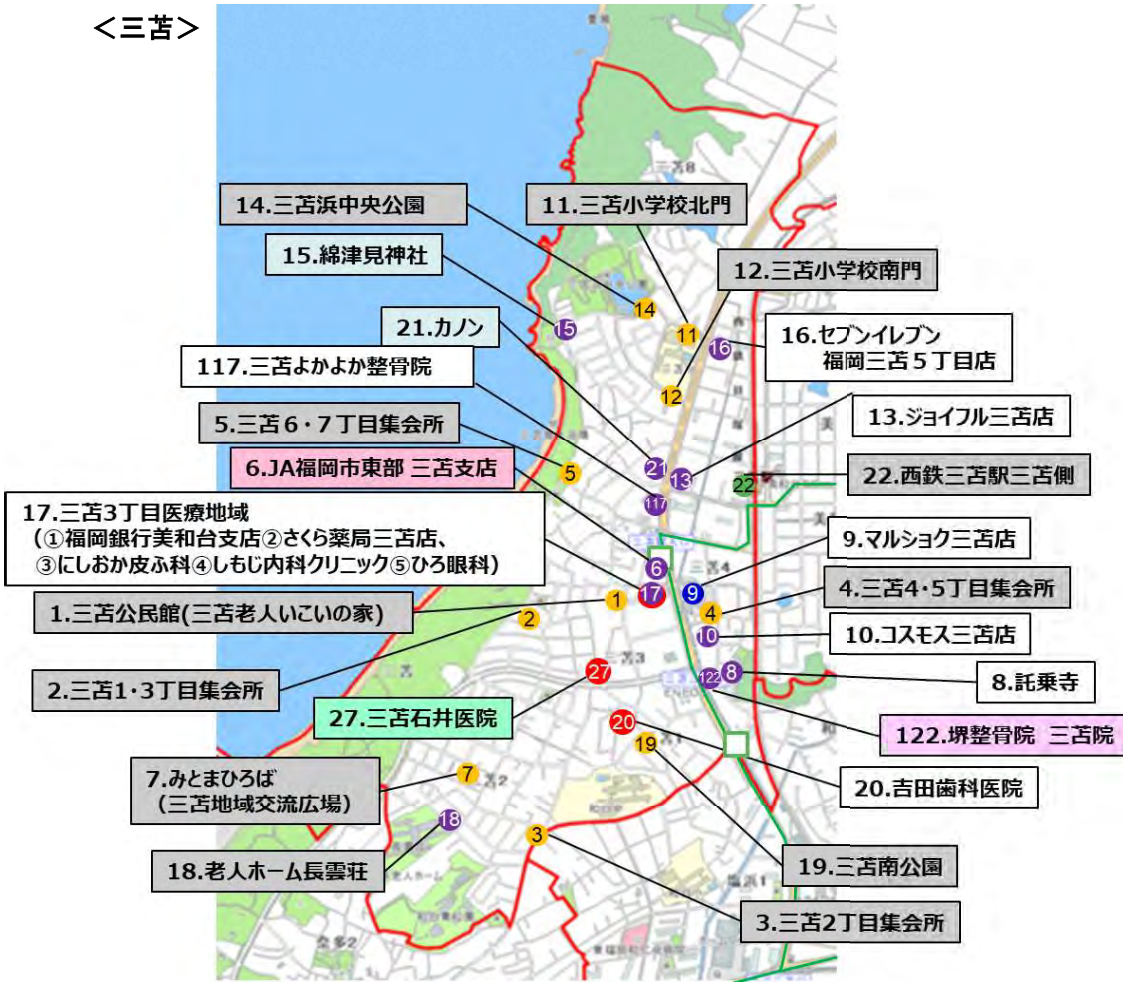
3. 議決事項

オンデマンド交通社会実験（エリア①・東区）について、上記、運行計画案に基づき令和6年4月（4/1～4/30）に運行車両変更及び運行日追加を実施するもの。

<ミーティングポイント（停留所）詳細 ①>

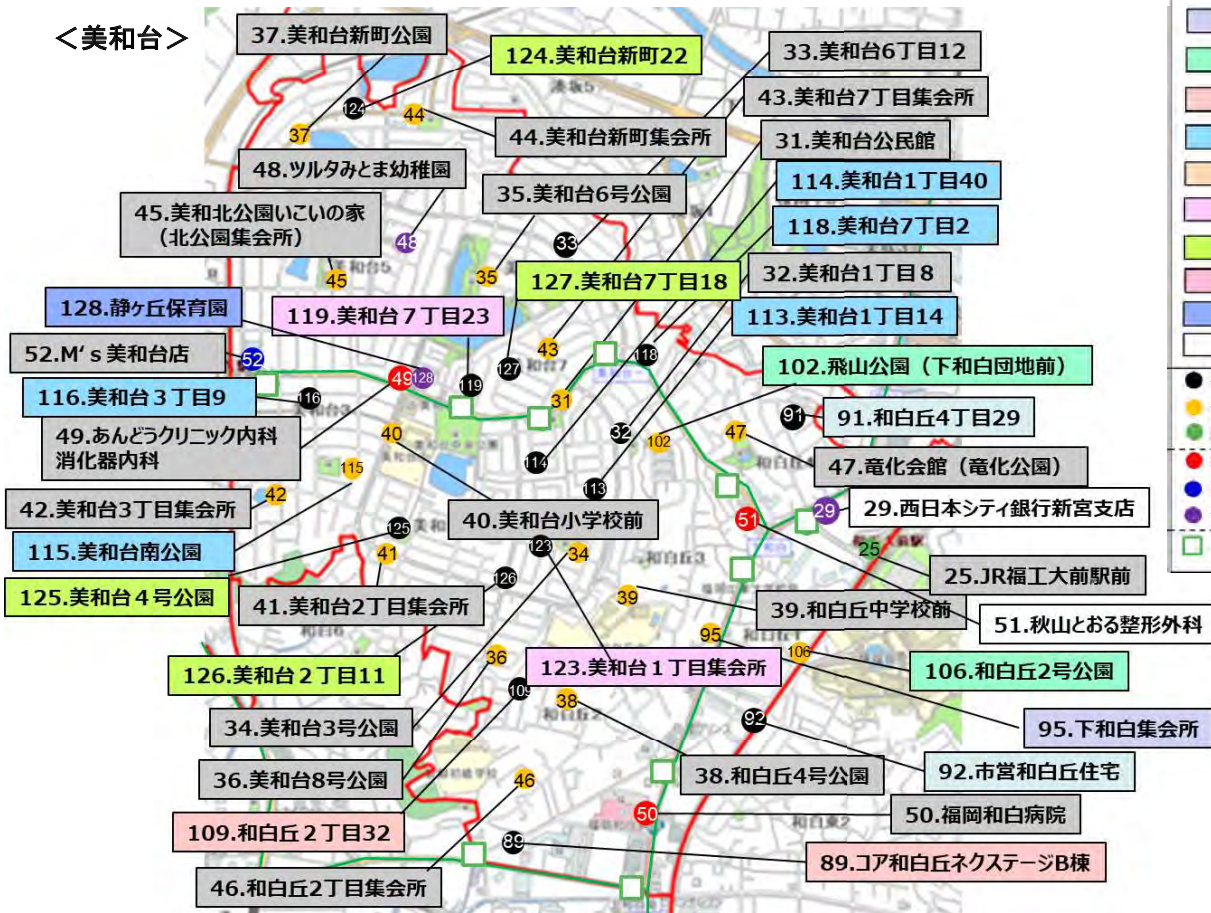
別紙

<三苦>

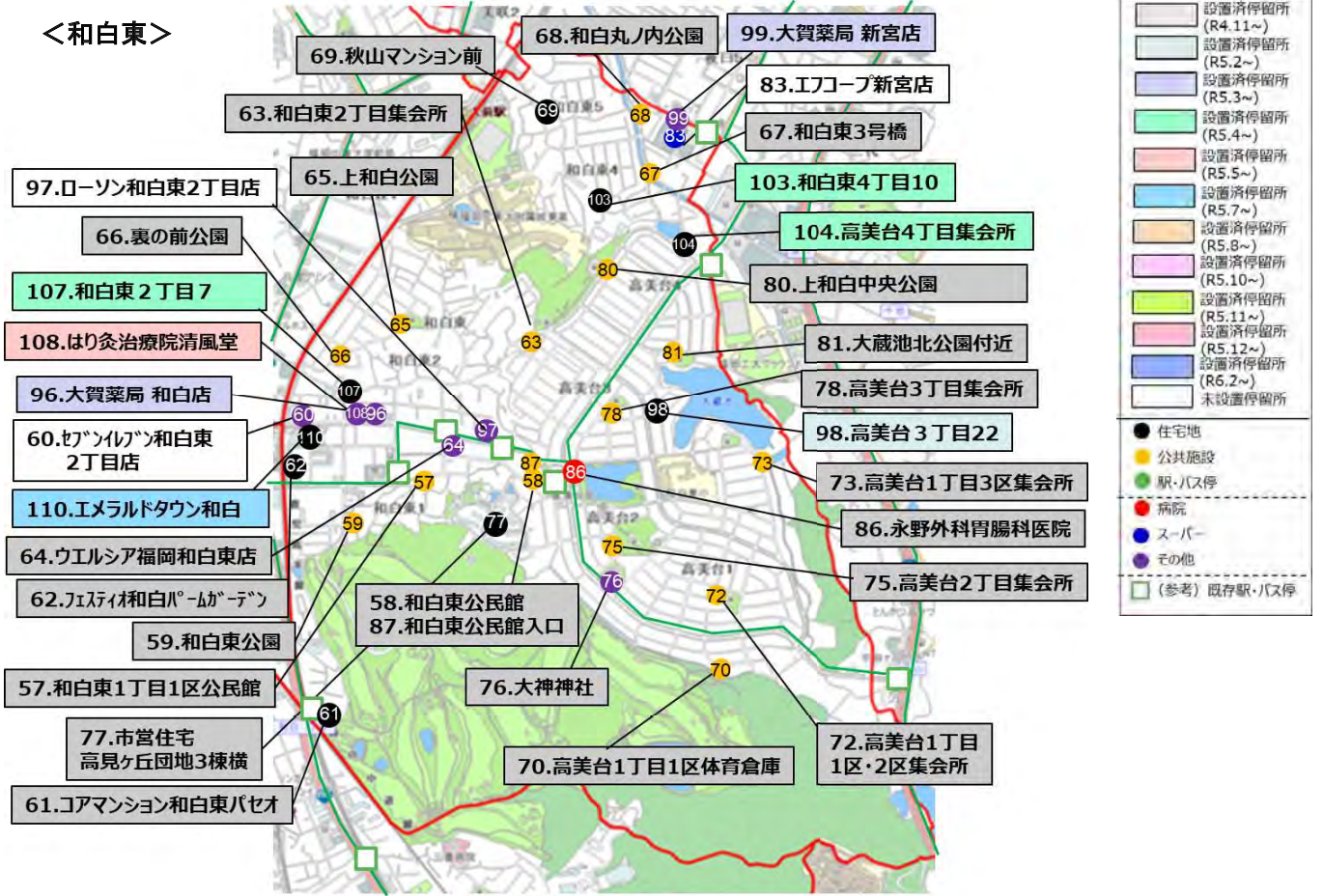


<ミーティングポイント（停留所）詳細 ②>

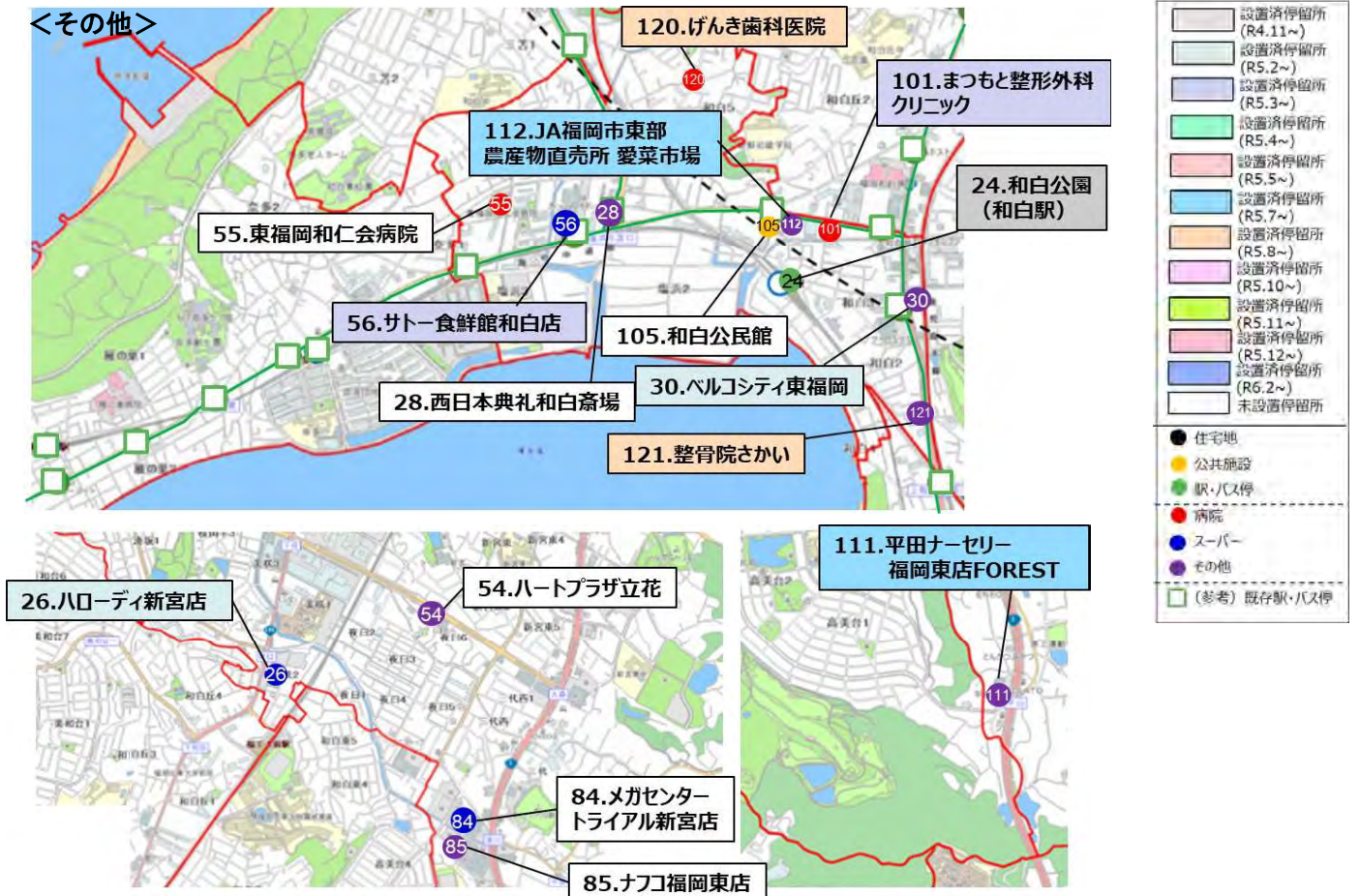
<美和台>



<ミーティングポイント（停留所）詳細 ③>



<ミーティングポイント（停留所）詳細 ④>



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

オンデマンド交通社会実験 (エリア②③) の取組状況について

オンデマンド交通社会実験（エリア②③）の取組状況について

事業実施体制

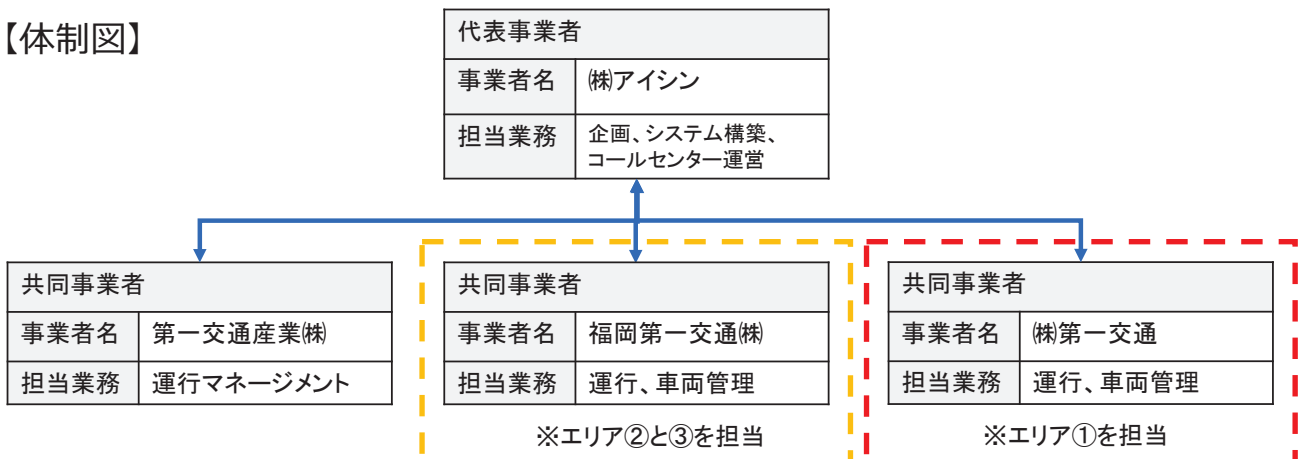


交通事業者とシステム提供事業者が協力し安心・安全な運行をご提供

項目	事業者名	担当業務(運行、システム運営、マネジメントなど)
代表事業者	株式会社アイシン	企画、システム構築、コールセンター運営
共同事業者	第一交通産業株式会社	グループ企業 運行マネージメント
	福岡第一交通株式会社	エリア②と③ 運行、車両管理
	株式会社第一交通	エリア① 運行、車両管理



【体制図】



AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア②)

項目	内容		
運行サービス概要	名称	チョイソコふくおか エリア②南区	
	運行区域	老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 外	
	停留所	※次ページ以降に記載	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休:土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター)、インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～20分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有(障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、iD、交通系IC(電子マネーのみ) ※R5n高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可	
	使用車両・定員 ・導入方法	使用車両	ジャパントクシー
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用	
社会実験期間	令和5年1月31日～令和7年1月30日(2年間)予定		

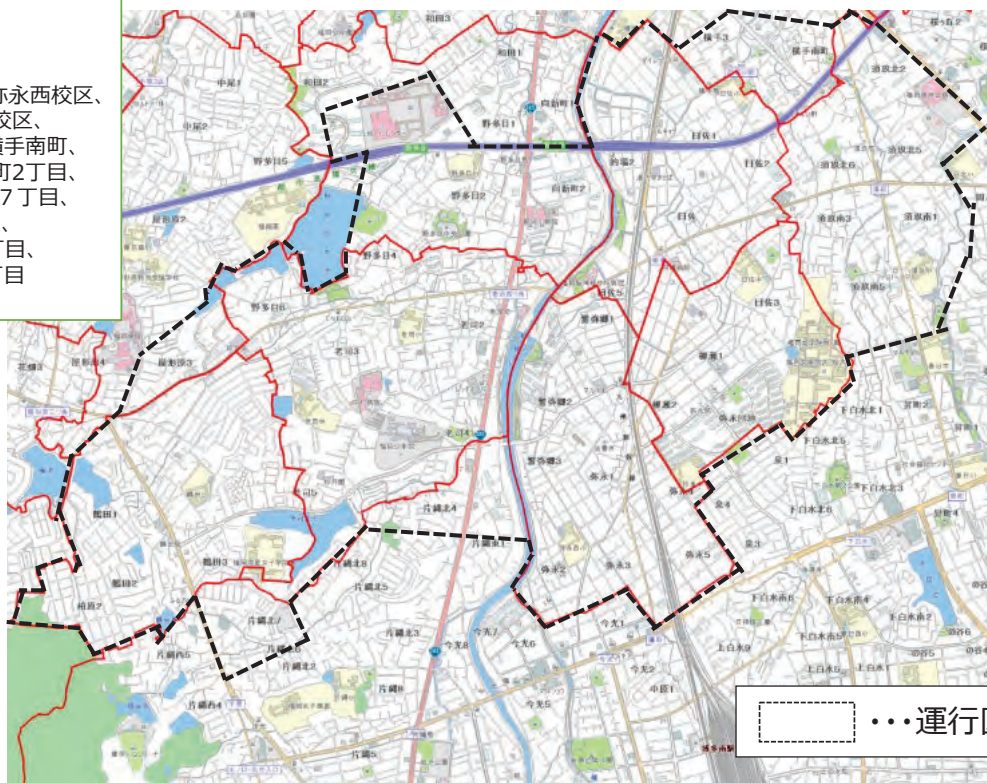
Confidential

エリア②南区

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 運行区域

運行区域

老司校区、鶴田校区、弥永西校区、
弥永校区、日佐校区、
野多目2～4丁目、横手南町、
屋形原3丁目、向新町2丁目、
片縄北4丁目・6～7丁目、
片縄東1丁目、
須玖北1～9丁目、
須玖南1～7丁目



...運行区域

Confidential

エリア②南区

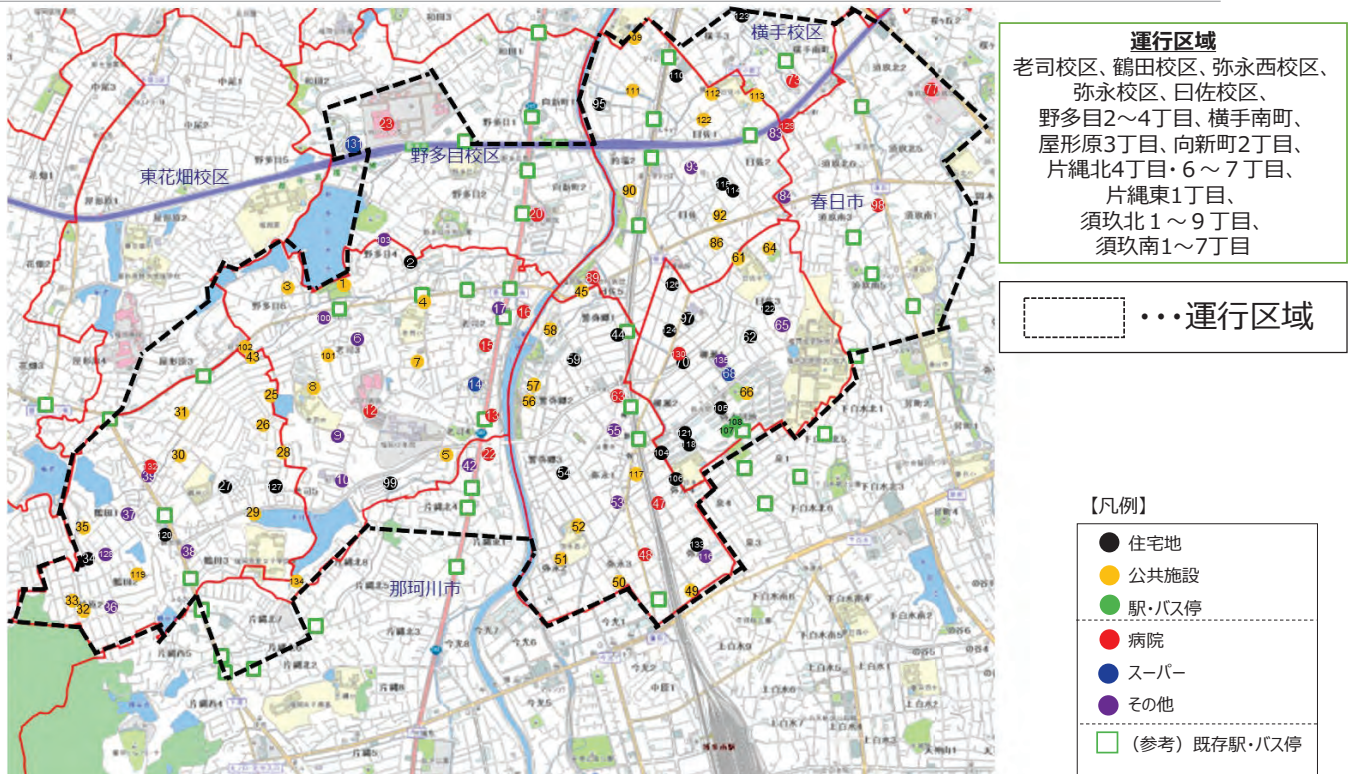
老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 停留所 (R6.1.29時点)



Confidential

エリア②南区

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 停留所計画



※ミーティングポイント (停留所) については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

Confidential

AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア③)

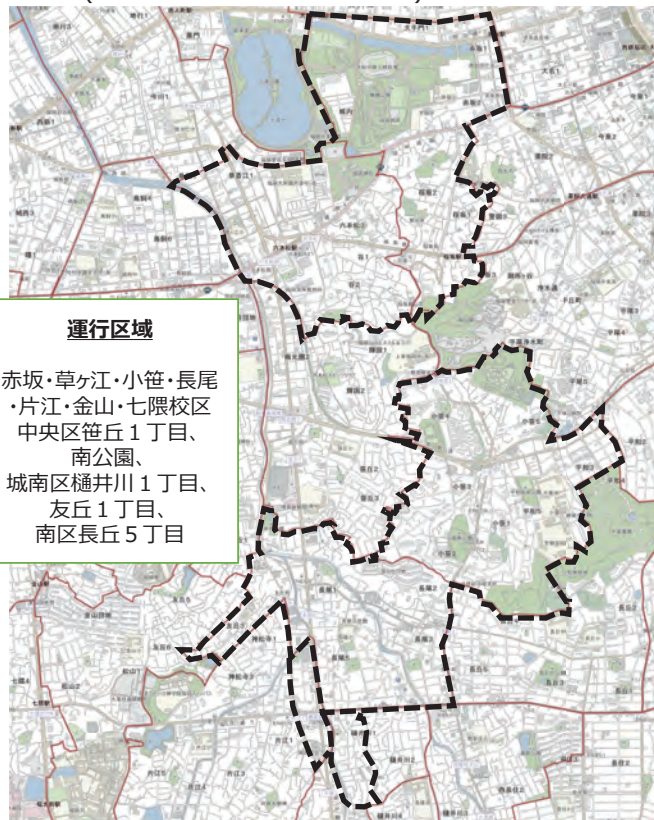
項目		内容	
運行サービス	名称	チョイソコふくおか エリア③中央区・城南区	
	運行区域	赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区	
	停留所	※次ページ以降に記載	
	運行方式	フルデマンド方式 曜日別運行	
	運行曜日	区域A: 月曜日、水曜日、金曜日に運行 区域B: 火曜日、木曜日、土曜日に運行 (運休: 日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付: 8:00-17:30、インターネット予約受付: 24時間 【予約可能期間: 乗車希望日の1週間前～20分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有 (障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、交通系IC、iD ※R5n高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可	
	使用車両・定員・導入方法	使用車両	ジャパンタクシー
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用	
社会実験期間	令和5年6月28日～令和6年6月27日予定		

Confidential

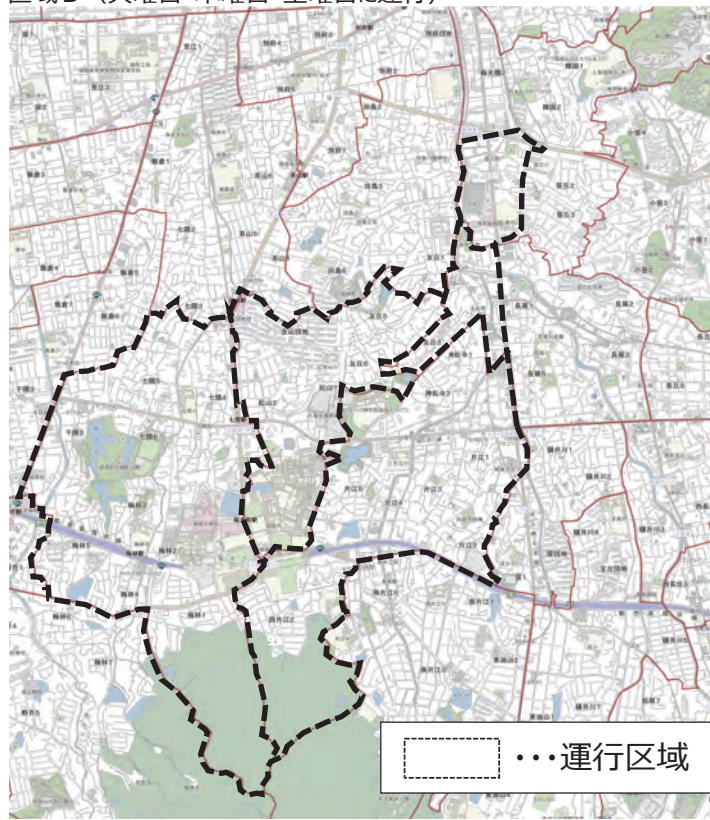
エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区 運行区域

区域A(月曜日・水曜日・金曜日に運行)



区域B(火曜日・木曜日・土曜日に運行)



Confidential

エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区 停留所 (R6.1.22時点)

区域A(月曜日・水曜日・金曜日に運行)

区域B (火曜日・木曜日・土曜日に運行)



※1/31時点：114箇所 (6/28運行開始時：73箇所)
 ※関係者と協議のうえ、決定・追加設置予定

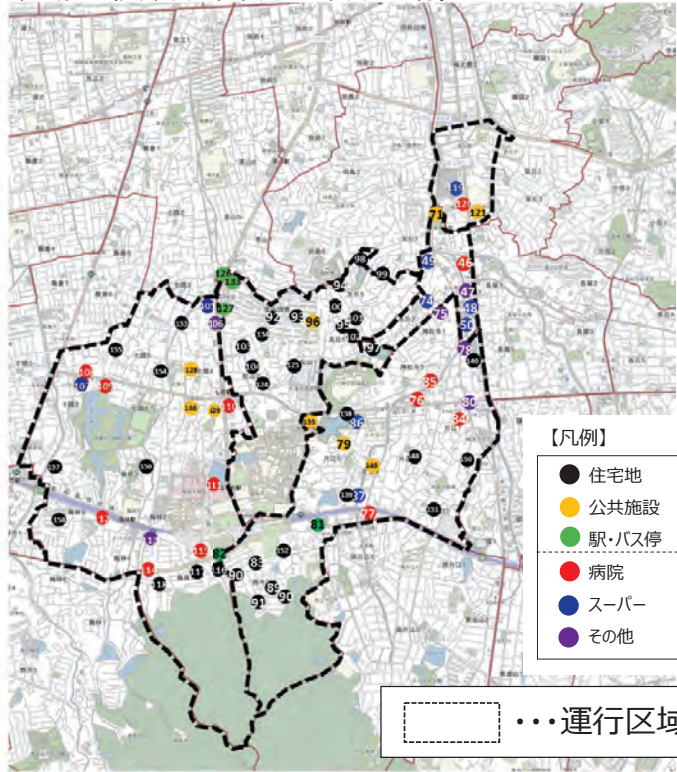
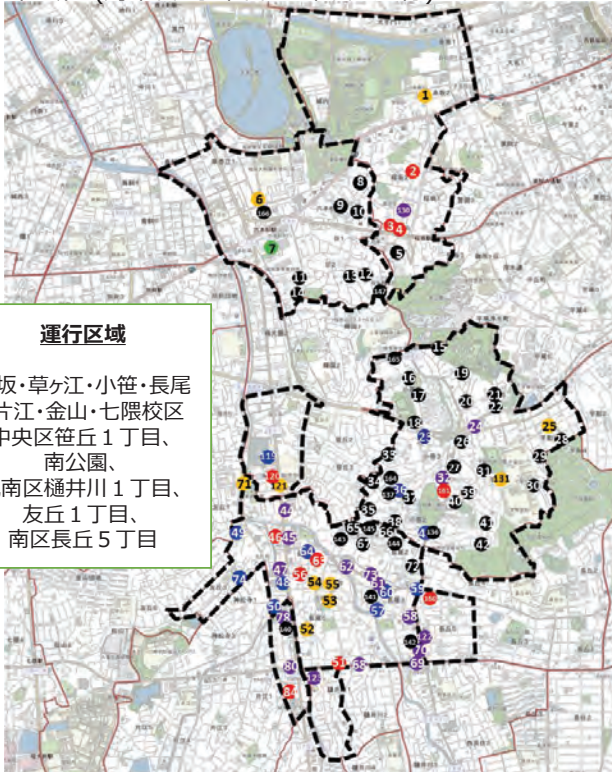
Confidential

エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区 停留所計画

区域A(月曜日・水曜日・金曜日に運行)

区域B (火曜日・木曜日・土曜日に運行)



運行区域
 赤坂・草ヶ江・小笹・長尾
 ・片江・金山・七隈校区
 中央区笹丘1丁目、
 南公園、
 城南区樋井川1丁目、
 友丘1丁目、
 南区長丘5丁目

- 【凡例】
- 住宅地
 - 公共施設
 - 駅・バス停
 - 病院
 - スーパー
 - その他

--- 運行区域

※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
 設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

Confidential

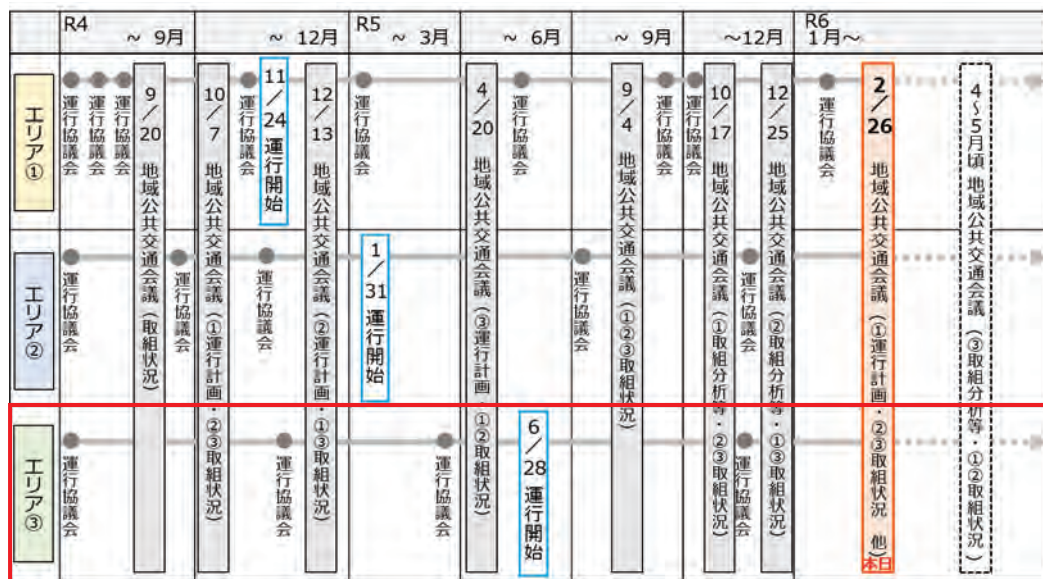
エリア③中央区・城南区

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区

●分析等について

・運行開始以降、一定期間が経過したことから、エリア①・②と同様にアンケート調査を行っており、今後、利用及び収支状況等の分析を行っていく。

⇒今後とりまとめ



※ 適宜協議会開催や利用促進策（停留所追加等）等の取組みを実施

アンケート調査・
利用及び状況の分析等

Confidential

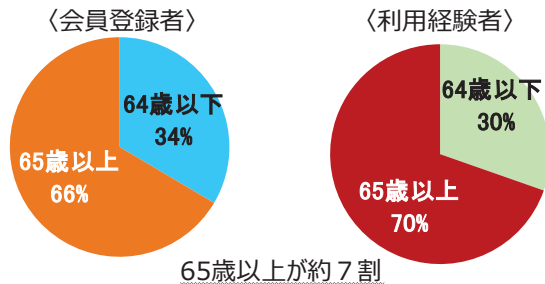
会員登録・利用状況

【会員登録者・利用経験者数（R6.1.31時点）】

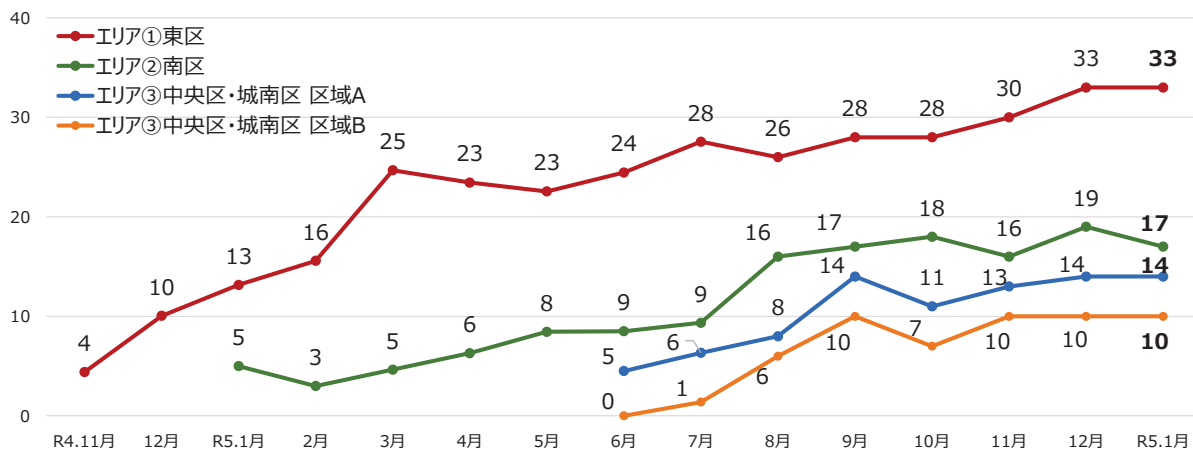
○エリア別

地区	会員登録者数	利用経験者数
エリア①東区	1,224	507
エリア②南区	596	208
エリア③中央区・城南区	668	183
その他・不明含む	511	136
合計	2,999	1,034

○年齢構成



【日当たり平均利用者数（R6.1.31時点）】



Confidential

チョイソコとは？

- ・地域の交通不便を解消し、主に高齢者の外出促進に貢献する
デマンド型交通 (※) ※予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システム
- ・従来のデマンド型交通と異なり、**民間企業が事業主体となり、エリアスポンサーによる協賛を得ることで採算性を向上**
- ・単なる運行のシステム提供に留まらず、**高齢者の健康増進につながる外出促進の“コト”づくりを推進**

シンボルマーク



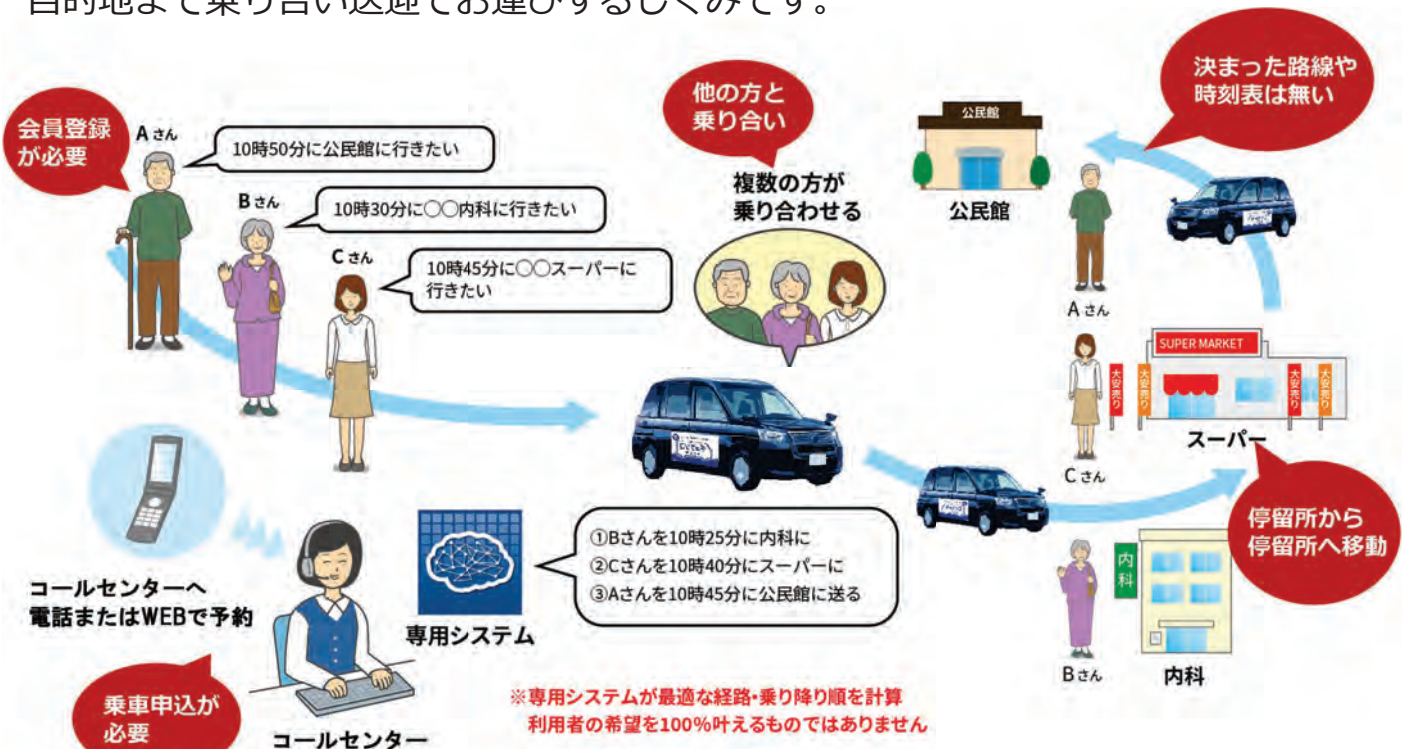
～チョイソコの想い～

シンボルマークに表現されている「チョイソコ」の各文字は老若男女な人を表し、利用者の多様性を表現しています。
多様な人が乗り合わせる移動により、外出を楽しみ、健康増進につながる…そのような世の中を実現していきたいと考えます。

Confidential

AIデマンド交通とは

会員登録された利用者から乗車依頼を受付け、最適な乗り合わせと経路を計算目的地まで乗り合い送迎でお運びするしくみです。



Confidential

エリアスポンサー制度とは

スポンサーからの協賛・広告料により、運営費用の一部を支えていただくことで乗車料金を低く設定し持続可能な運営を目指します。



Confidential

お出掛けの目的づくり

会員登録者様には会報誌を郵送し運行に関する更新情報や“お出かけしたくなる”様々な情報を発信し健康増進に繋がります。

会報誌

エリア①東区
チョイソコ通信 Vol.1 Area1

やわらかな日差しに春の訪れを感じるこの頃、お元気に過ごしてですか、風が軽やかな季節には、“チョイソコまで、ご利用に”のチョイソコふくおかけ、お返事してみませんか。

ご利用の案内や最新情報、お返事について

●利用の案内や最新情報は、お返事などのお返事をお返事のご利用はお返事させていただきます。

●お返事の案内や最新情報、お返事について

●お返事のお申し込みは、乗車前日の1週間前から当日30分前まで受け付けております。乗車前日の5分前には乗車前日まで受け付けてください。

「チョイソコふくおかけ」は指定場所で乗降する乗合サービスです。交通機関は他のお客様の乗り合いにより、乗降時刻が前後する場合がございます。

チョイソコを使って便利に買利物先や病院などにいただけます！

駅やバス停の最寄り停留所をご紹介します。乗車やバスとの乗り換えにもご利用ください。

チョイソコ停留所 (買利物先や病院など)	駅	チョイソコ停留所
50. 協賛地域1	東区大塚	25. 東区大塚駅
49. あんどうクリニック内科 消化器科	西鉄三光駅 (東側入口)	52. M's 東側出口
30. ベルシティア東区店	西鉄三光駅 (西側入口)	22. 西鉄三光駅三光線
26. ハローデイズ東店	東区大塚	24. 東区大塚 (JR・西鉄大塚)
52. M's 東側出口	バス停 (西鉄バス)	チョイソコ停留所
66. 東野外科調剤薬局	東区大塚	30. ベルシティア東区店
64. のエルシア東店	西鉄三光駅	52. M's 東側出口
21. カノン	東区大塚	76. 大塚駅
	東区大塚	66. 東野外科調剤薬局

この度新しくご利用いただける停留所が増えました▶▶▶▶▶

エリア①東区	エリア②南区
30. ベルシティア東区店	109. 協賛地域1
26. ハローデイズ東店	110. 協賛地域2
21. カノン	111. 協賛地域3
	112. 協賛地域4
	113. 協賛地域5
	114. 協賛地域6
	115. 協賛地域7
	116. 協賛地域8
	117. 協賛地域9
	118. 協賛地域10
	119. 協賛地域11
	120. 協賛地域12
	121. 協賛地域13
	122. 協賛地域14
	123. 協賛地域15
	124. 協賛地域16
	125. 協賛地域17
	126. 協賛地域18
	127. 協賛地域19
	128. 協賛地域20
	129. 協賛地域21
	130. 協賛地域22
	131. 協賛地域23
	132. 協賛地域24
	133. 協賛地域25
	134. 協賛地域26
	135. 協賛地域27
	136. 協賛地域28
	137. 協賛地域29
	138. 協賛地域30
	139. 協賛地域31
	140. 協賛地域32
	141. 協賛地域33
	142. 協賛地域34
	143. 協賛地域35
	144. 協賛地域36
	145. 協賛地域37
	146. 協賛地域38
	147. 協賛地域39
	148. 協賛地域40
	149. 協賛地域41
	150. 協賛地域42
	151. 協賛地域43
	152. 協賛地域44
	153. 協賛地域45
	154. 協賛地域46
	155. 協賛地域47
	156. 協賛地域48
	157. 協賛地域49
	158. 協賛地域50
	159. 協賛地域51
	160. 協賛地域52
	161. 協賛地域53
	162. 協賛地域54
	163. 協賛地域55
	164. 協賛地域56
	165. 協賛地域57
	166. 協賛地域58
	167. 協賛地域59
	168. 協賛地域60
	169. 協賛地域61
	170. 協賛地域62
	171. 協賛地域63
	172. 協賛地域64
	173. 協賛地域65
	174. 協賛地域66
	175. 協賛地域67
	176. 協賛地域68
	177. 協賛地域69
	178. 協賛地域70
	179. 協賛地域71
	180. 協賛地域72
	181. 協賛地域73
	182. 協賛地域74
	183. 協賛地域75
	184. 協賛地域76
	185. 協賛地域77
	186. 協賛地域78
	187. 協賛地域79
	188. 協賛地域80
	189. 協賛地域81
	190. 協賛地域82
	191. 協賛地域83
	192. 協賛地域84
	193. 協賛地域85
	194. 協賛地域86
	195. 協賛地域87
	196. 協賛地域88
	197. 協賛地域89
	198. 協賛地域90
	199. 協賛地域91
	200. 協賛地域92
	201. 協賛地域93
	202. 協賛地域94
	203. 協賛地域95
	204. 協賛地域96
	205. 協賛地域97
	206. 協賛地域98
	207. 協賛地域99
	208. 協賛地域100

この度新しくご利用いただける停留所が増えました▶▶▶▶▶

チョイソコセンター ☎ 050-201-87015 (運行日/8:00~17:30)
他のエリアの通信や最新情報は『チョイソコふくおかけ』のホームページで掲載されています。
ぜひご覧ください。 (https://www.choiseko.jp/dubuka)

エリア①東区

70代 女性
お出かけの目的づくり

70代 女性
お出かけの目的づくり

事業者様ご紹介

HalloDay

welcia

だまされたかお記りましたか？

ご利用いただけます！

エリア②南区
チョイソコ通信 Vol.2 Area2

ひときり楽しい暇が過ぎますが、いかがお過ごしでしょうか。盛夏の疲れが出やすい時期ですので、体調を崩されませんようご注意ください。

停留所のご紹介(停留所等はMAPでご確認ください)

停留所	バス	利用のチョイソコ停留所
10. 特別養護老人ホーム和光園	38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
12. 中村南	39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
13. 望月南	48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
14. マックスバリュエクスプレス東店	63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
16. 西園南	65. 東区駅前	100. センシブル線
20. 東園南	68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所
38. センシブル線3丁目店	73. かわち広域医療
39. センシブル線4丁目店	77. 福岡総合病院
48. センシブル線5丁目店	89. 福岡総合病院
63. 東区駅前	98. 東区駅前クリニック
65. 東区駅前	100. センシブル線
68. マックスバリュエクスプレス東店	福岡老健3丁目店

ご利用のチョイソコ停留所

バス	利用のチョイソコ停留所

お出掛けの目的づくり

運行だけにとどまらず“お出かけしたくなる”様々なイベントの仕掛けを福岡市様やスポンサー様と協業で行っていきます。

エリア①東区

日時：2023年7月3日(月) 10時
 場所：ベルコンティホール東福岡(停留所 NO.30)
 実施内容：①自分らしい終活セミナー(ベルコ)
 ②転倒防止セミナー(アシックス)



エリア②南区

日時：2023年9月5日(火) 14時
 場所：老司公民館(停留所 NO.4)
 実施内容：ルームフレグランスづくり体験



Confidential

お出掛けの目的づくり

運行だけにとどまらず“お出かけしたくなる”様々なイベントの仕掛けを福岡市様やスポンサー様と協業で行っていきます。

エリア③中央区・城南区

日時：2024年1月18日(木) 14時
 場所：片江公民館(停留所 NO.79)
 実施内容：健康お化粧品会

日時：2024年1月19日(金) 10時
 場所：小笹公民館(停留所 NO.131)
 実施内容：ながら体操

健康お化粧品会 (チョイソコ福祉委員会主催)

1/18 2024 木
 14:00~15:00

●専門スタッフからの健康にこだわったお化粧品。
 ●お化粧品会。ご希望の方は持ちのカメラでスタッフによる写真撮影をいたします。
 チョイソコ会員でない方もご参加いただけます。
 お申し込み先にお伝えください!

協賛：福祉委員会、一般社団法人、アリスネットplus

参加費無料

会場：片江公民館(講堂)
 (チョイソコ事務局 停留所No.79 片江公民館)

定員：20名 ※先着順

申込方法：1月15日(月)までにチョイソコセンター
 まで 050-201-87015 へお電話ください。

チョイソコセンター 050-201-87015 (受付日/8:00~17:30)
 各エリアの活動や最新情報は、Facebookページで掲載されています。
<https://www.facebook.com/choisoko>



ながら体操 (掃除用ワイパーを使って簡単体操!)

1/19 2024 金
 10:00~11:00

体操形式
 掃除用ワイパーをプレゼント!

●体操の順番を「覚えながら」
 ●お掃除を「しながら」
 ●骨盤底筋群を「鍛えながら」
 “ながら体操”です

※お掃除用ワイパーを動かしながら体操をします。両側との関節を充分取りまわすので安心ください。

チョイソコ会員でない方もご参加いただけます。
 お申し込み先にお伝えください!

協賛：一般社団法人、アリスネットplus

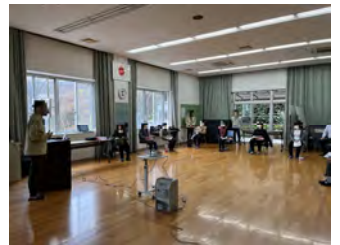
参加費無料

会場：小笹公民館(講堂)
 (チョイソコ事務局 停留所No.131 小笹公民館)

定員：20名 ※先着順

申込方法：1月15日(月)までにチョイソコセンター
 まで 050-201-87015 へお電話ください。

チョイソコセンター 050-201-87015 (受付日/8:00~17:30)
 各エリアの活動や最新情報は、Facebookページで掲載されています。
<https://www.facebook.com/choisoko>



Confidential

【協議運賃幹事会】

賀茂藤崎線の割引等について

【協議運賃幹事会】 賀茂藤崎線の割引等について

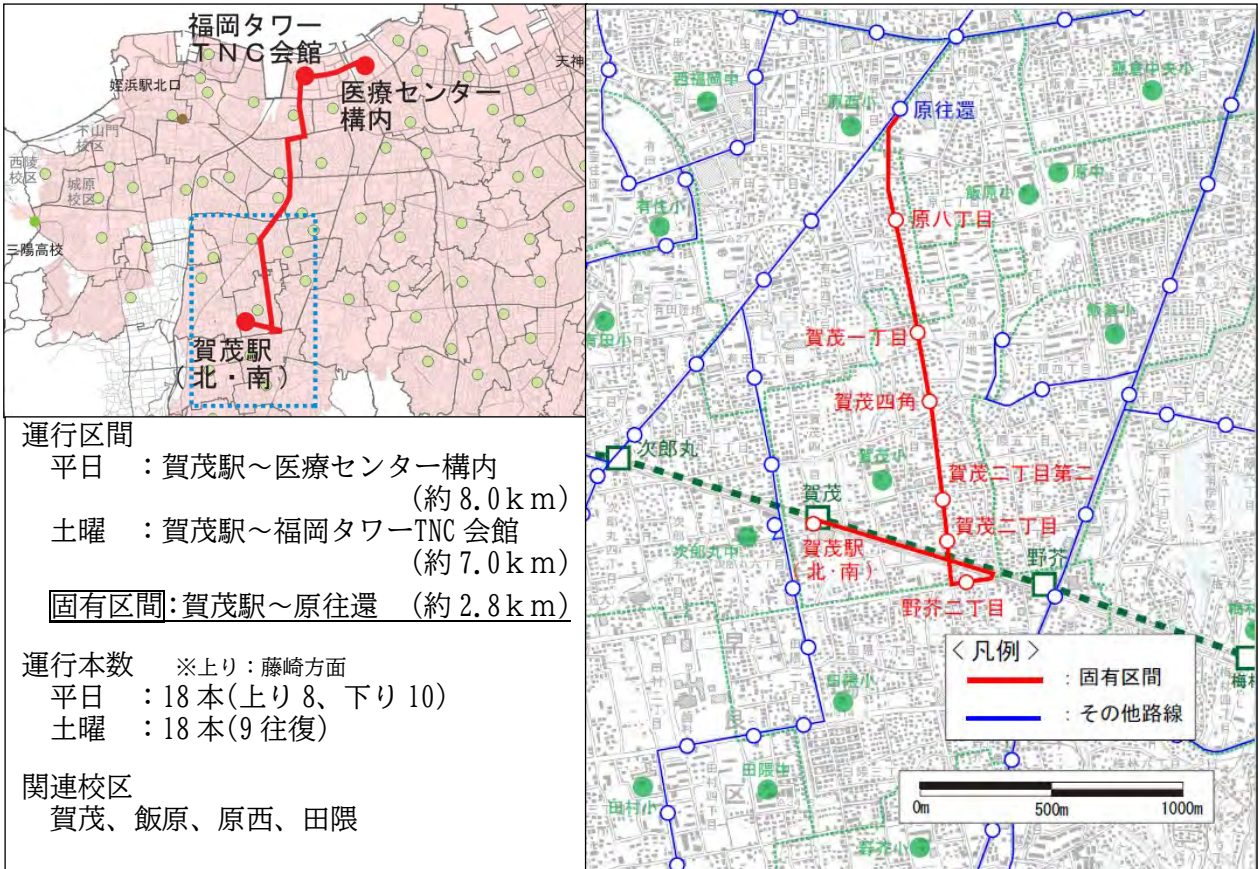
1. 趣旨

賀茂藤崎線については、平成 22 年に廃止申し出があり、平成 24 年度第 1 回福岡市地域公共交通会議において議決された協議運賃で運行されており、地域等と利用促進を行うなど、路線維持に取り組んでいる。

令和 3 年 12 月に西日本鉄道(株)において、バス利用促進のため、「子ども 50 円バス」施策を西鉄グループが運行する全地域で行うことから、賀茂藤崎線においても、令和 3 年度第 3 回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、同施策が実施されている。

西日本鉄道(株)より令和 6 年度の割引施策案が示されたことから、賀茂藤崎線でも同様の割引施策を実施できるよう、協議運賃幹事会に諮るもの。

2. 賀茂藤崎線の概要



3. 割引等 (案)

割引の種類	適用時期	概要
小児運賃50円	令和6年3月23日～4月7日	小学生の小児運賃50円(1乗車) ※現金:50円を支払 ニモカ:50円との差額分を後日ポイントバック (ニモカ以外は対象外)
	令和6年4月29日～5月5日	
	令和6年7月20日 ～令和6年8月26日	
	令和6年12月24日 ～令和7年1月7日	
	令和6年度中の 土曜日・日曜日・祝日	

※賀茂藤崎線を含む、西鉄グループが運行する全地域の西鉄バスにおいて実施 (一部対象外路線あり)

4. 住民等の意見を反映させるために必要な措置

沿線校区 (賀茂) に割引等 (案) を説明し、実施してほしい旨の意見があった。

5. 議決事項

運賃申請：届出運賃 (割引等)

【参考】道路運送法第9条第4項 (抜粋)

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

【参考】運賃

賀茂藤崎線の大人 (12歳以上 (中学生以上)) 運賃表は下表のとおり

小児運賃 (6歳以上12歳未満 (小学生)) 半額

※主要停留所の運賃のみ記載

※5円の端数は10円単位に切り上げ

 : 固有区間

※固有区間で乗降した場合が協議運賃

	原往還	原	丁弥生二	早良口	藤崎	浜ももち	南福岡タワー	S R P 医師会館・	ンター九州医療セ
目原八丁	260	260	260	260	260	320	320	320	400
丁賀目一	260	260	260	260	260	320	320	320	400
丁賀目二	260	260	260	290	320	320	420	420	500
北賀茂駅	260	260	260	260	290	320	320	420	500
南賀茂駅	260	260	260	260	260	290	320	320	420
丁野芥二	260	260	260	260	260	260	290	320	320
丁賀目二	260	260	260	260	260	260	260	290	320
丁賀目一	260	260	260	260	260	260	260	260	290
目原八丁	260	260	260	260	260	260	260	260	260